

# **第14次労働災害防止推進計画の 中間年度における推進状況と 見直しの必要性に向けた論点**

**福井労働局労働基準部健康安全課  
令和7年12月25日**

# 「福井労働局 14次防」(注)のポイント

計画期間：令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

(注)「第14次 福井労働局 労働災害防止推進計画」の略称です。

～ 事業者・労働者等の関係者・労働局・労働基準監督署 が取り組む計画 ～

## ○計画のねらい

厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであることから、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図ることにより、「**労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現**」を目指します。

## ○計画の目標

○アウトプット指標 （→ P3～参照）

労働者の協力の下、事業者において実施される重点事項に係る取組の成果をアウトプット指標として定める。

○アウトカム指標 （→ P3～参照）

事業者が、アウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定める。

## ○これら指標の達成を目指すことにより期待する結果

- ① 死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下（※1）とする。
- ② 死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年（925人）と比較して、2027年の死傷者数を減少させる（※2）。

※1 2022年の死亡者10人を基点とし、毎年1人ずつ減少を図ることを想定した合計人数  
(14次防期間中：9+8+7+6+5=35人)

※2 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数での比較。

福井労働局14次防の  
詳細はこちら



## ○重点事項ごとの具体的取組のポイント

☆印は重点事項のうち、アウトプット・アウトカム指標を定めたもの。

### 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備を図る（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）。
- ・労働安全衛生におけるDXの推進を図る（ウェアラブル端末等の新技術の有効性が厚生労働省より示された際には、その周知・啓発）。 等

### 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（☆）

- ・中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等が厚生労働省より示された際には、周知・啓発を行う。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・労働災害の防止に積極的に取り組む県内事業場のほか、福井県、関係団体等を構成員として設置した「福井県小売業SAFE協議会」及び「福井県介護施設SAFE協議会」の運営を通じて、小売業及び介護施設における安全衛生に対する機運の醸成を図る。 等

### 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（☆）

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進を図る。 等

### 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（☆）

- ・外国人向けの安全衛生教育マニュアルや危険箇所の標識・掲示を推奨し、作業の危険性の理解向上と不安全行動の防止を図る。 等

### 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され令和5年4月1日から施行となることから、当該改正省令に基づき、関係請負人等に対しても、労働者と同等の保護措置を講じる。 等

### 業種別の労働災害防止対策の推進（☆）

- ・建設業については、墜落・転落災害の防止の取り組みにあわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・製造業については、はさまれ・巻き込まれなどによる危険性の高い機械等については、製造者、使用者それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、安全な使用の徹底を図る。
- ・陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等について、労働者への周知や理解の促進を図る。 等

### 労働者の健康確保対策の推進（☆）

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策・産業保健活動の推進を図る。 等



### 化学物質等による健康障害防止対策の推進（☆）

- ・新たな化学物質規制の導入に伴う「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の関係省令、告示等について関係者への周知徹底を図る。
- ・石綿、粉じんによる健康障害防止対策の推進を図る。
- ・熱中症、騒音による健康障害防止対策の推進を図る。
- ・電離放射線による健康障害防止対策の推進を図る。 等

### 原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進

- ・放射線防止対策の徹底を図るため、令和3年4月1日に施行された改正電離放射線障害防止規則に基づき、適正な被ばく線量の管理等の徹底を図る。
- ・原子力施設における新規基準対応工事等における労働災害の防止を図るため、原子力施設全体の安全衛生管理体制を確立し、すべての関係請負人を含めた安全衛生対策の徹底を図る。 等

## ○アウトプット指標とアウトカム指標

| アウトプット指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | アウトカム指標                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li><li>・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。</li><li>・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）</li><li>・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率（50歳～59歳：男性0.586% 女性1.103% 等（詳細版参照））を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</li><li>・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。</li><li>・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年（0.233%）と比較して2027年までに減少させる。</li></ul> |
| <b>(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li></ul>                                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"><li>・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率（1.836%）を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</li></ul>                                                                                                                                            |
| <b>(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li></ul>                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"><li>・外国人労働者の死傷年千人率（0.005%）を2027年までに労働者全体の平均以下とする。</li></ul>                                                                                                                                                       |

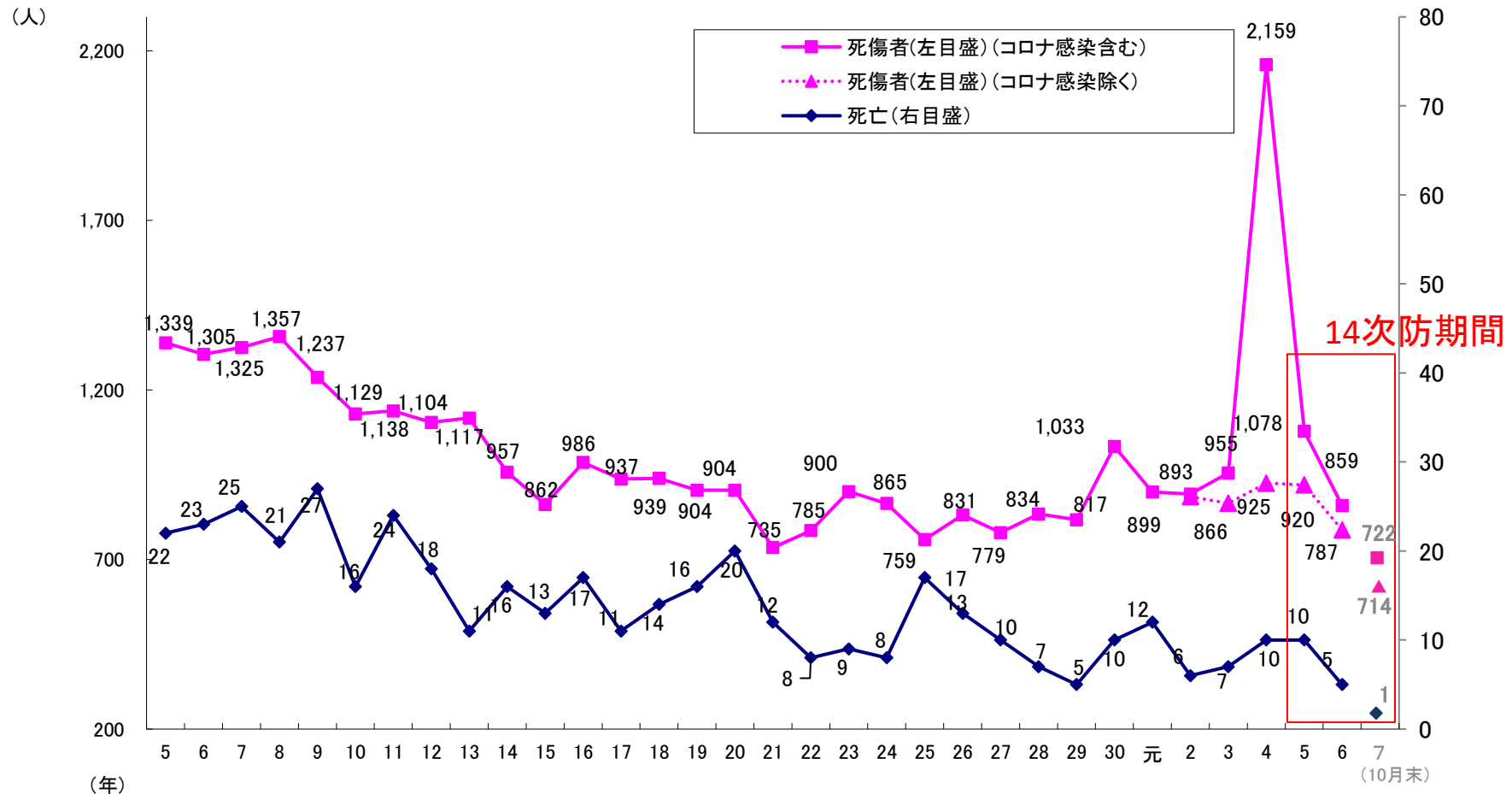
| アウトプット指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | アウトカム指標                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>(工) 業種別の労働災害防止対策の推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業における死亡者数を2022年（3人）と比較して2027年までに15%（1人）以上減少させる。</li> </ul>                                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年（48人）と比較して2027年までに5%（3人）以上減少させる。</li> </ul>                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年（105人）と比較して2027年までに5%（6人）以上減少させる。</li> </ul>                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年（0人）と比較して2027年までに15%以上減少させる（0人とする）。</li> </ul> |
| <b>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。</li> <li>・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。</li> </ul>                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする</li> <li>・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。</li> </ul>                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待</p>                                                                                       |
| <b>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・（労働安全衛生）法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。</li> <li>・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上するとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間（14人）と比較して、5%（1人）以上減少させる。</li> </ul>       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる（14次防期間中の死亡者数を0人とする）。</li> </ul>                    |
| ※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものである                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                             |

# 1. 管内の現状

# 労働災害発生状況(長期的な増減)

平成4年以降の死亡者数及び休業4日以上之死傷者数の状況

- 休業4日以上之死傷者数は、令和6年は減少したものの、令和7年は増加傾向にある。
- 死亡者数は、増減を繰り返しているが、令和6・7年と大幅に減少している。

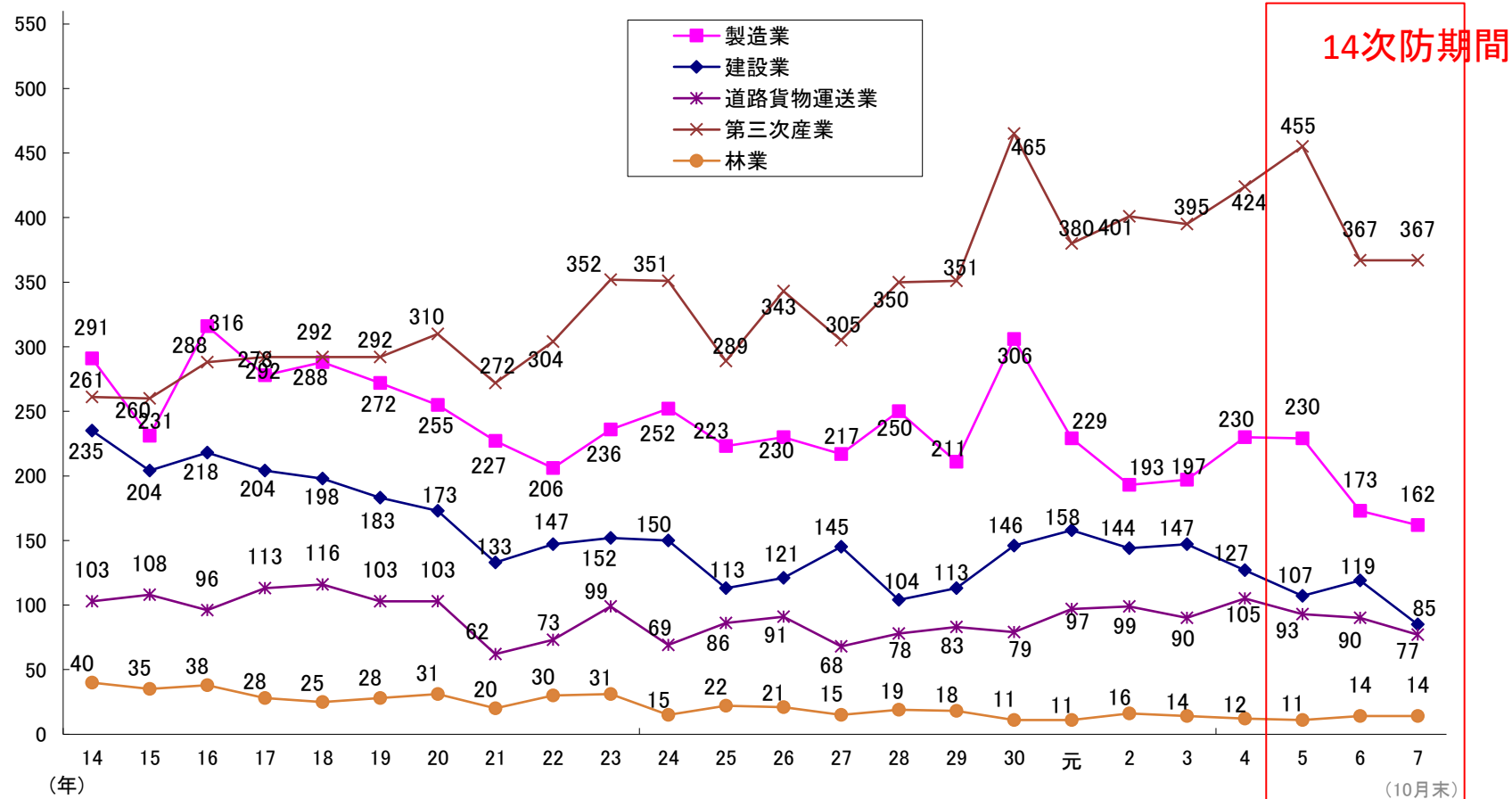


# 業種別死傷災害発生状況(長期的な増減)

- 第三次産業は、長期的には増加傾向にある。
- 建設業は、ゆるやかではあるが、概ね減少傾向にある。
- 製造業は、増減を繰り返しており、減少傾向とは言えない。

(人)

主要な業種別の休業4日以上の死傷者数の推移(コロナ感染除く)

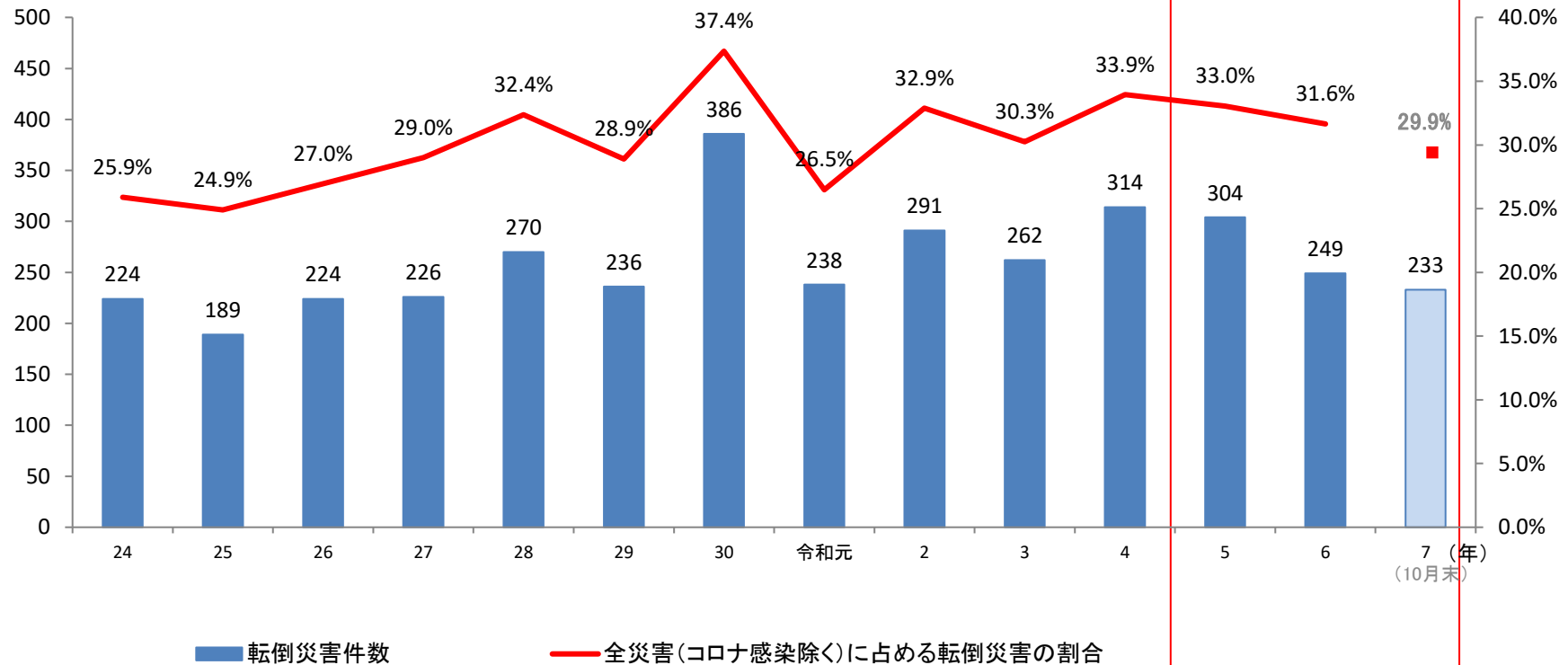




# 転倒災害に関する現状

## 転倒災害の発生件数と転倒災害が占める割合の推移

- ・直近14年において、すべての災害の中で、転倒災害が最も多い。
- ・14次防期間中については、転倒災害が占める割合はゆるやかな減少傾向にあるものの、発生件数は概ね横ばい傾向。



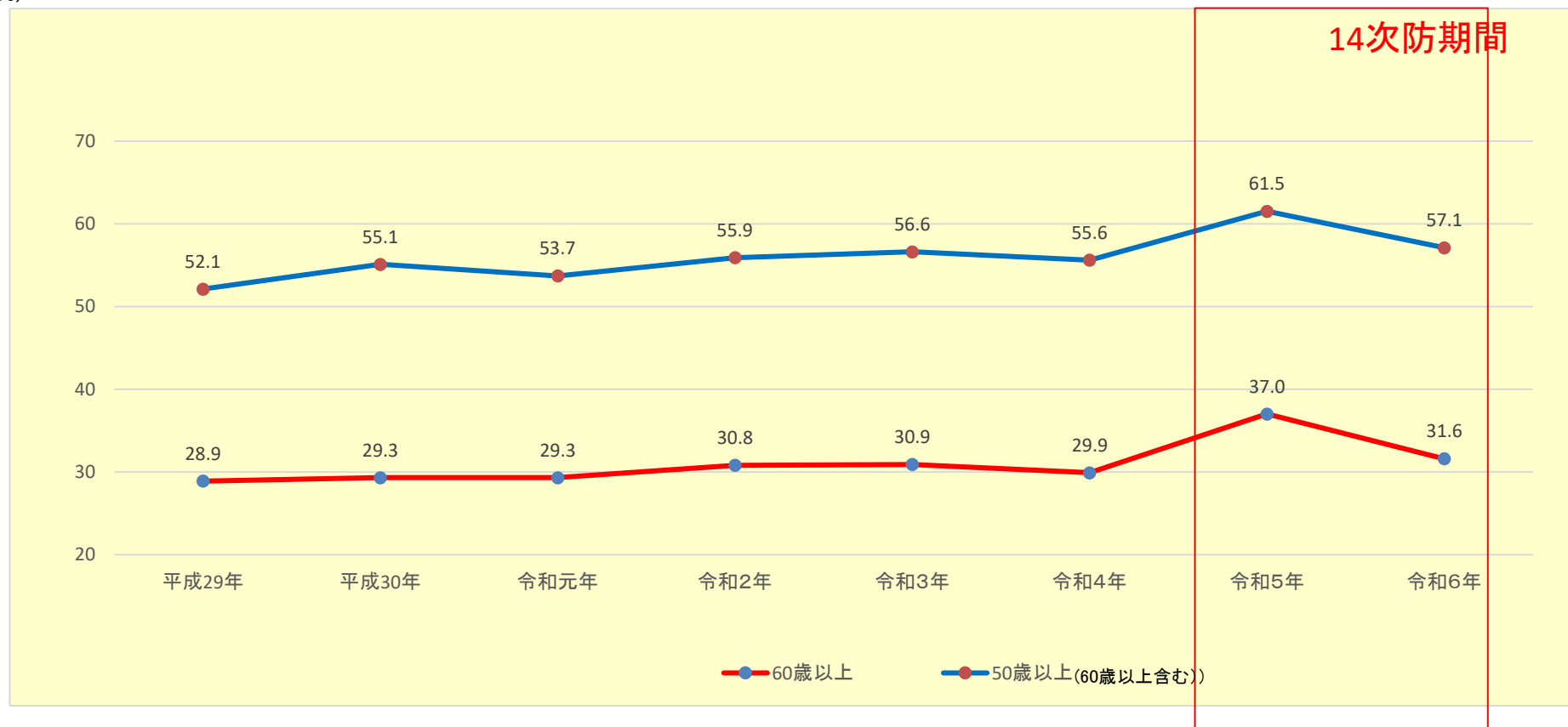
# 高年齢化に伴う労働災害発生に関する現状(長期的な増減)

## 高年齢労働者の年齢別の労働災害発生状況

### 高年齢労働者の労働災害の推移

- ・高年齢労働者が被災する労働災害は、労働災害全体に占める割合は令和5年度から令和6年度にかけて下降しているが、長期的に見ると上昇傾向にある。

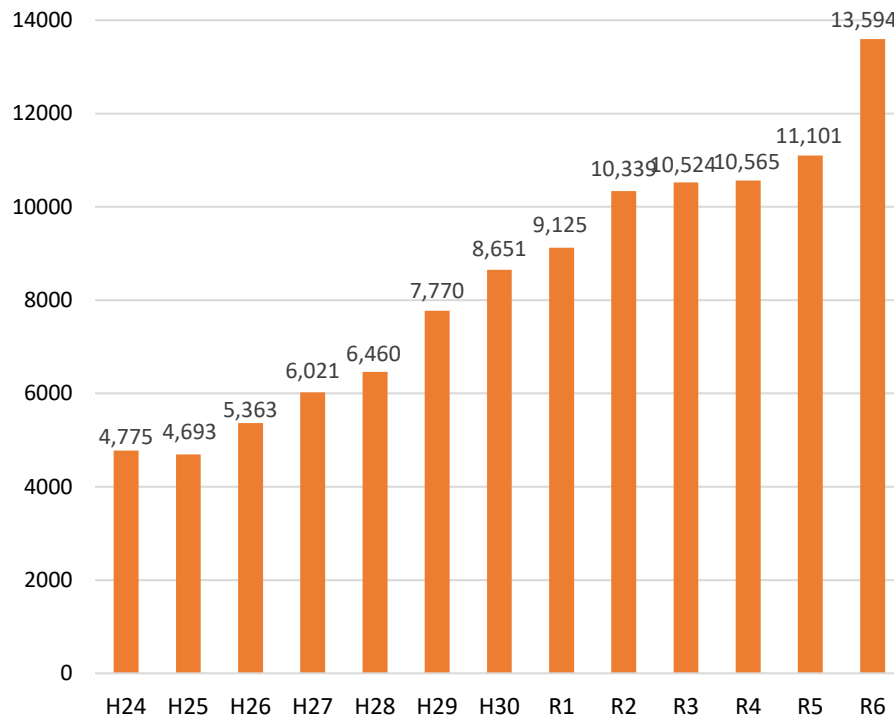
(%)



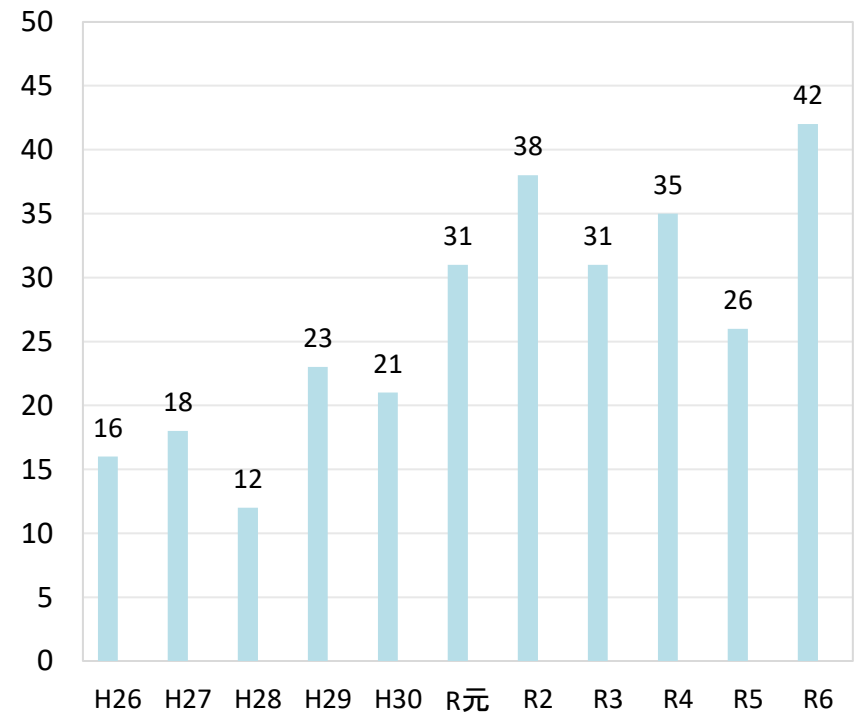
# 外国人労働者に関する現状

- 外国人労働者数は右肩上がりで増加。
- 災害発生件数についても同様に増加傾向にある。

## 外国人労働者数の推移



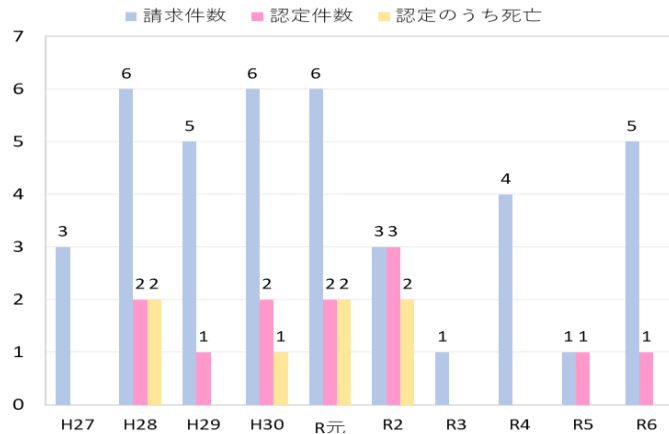
## 外国人労働者の労働災害発生件数の推移



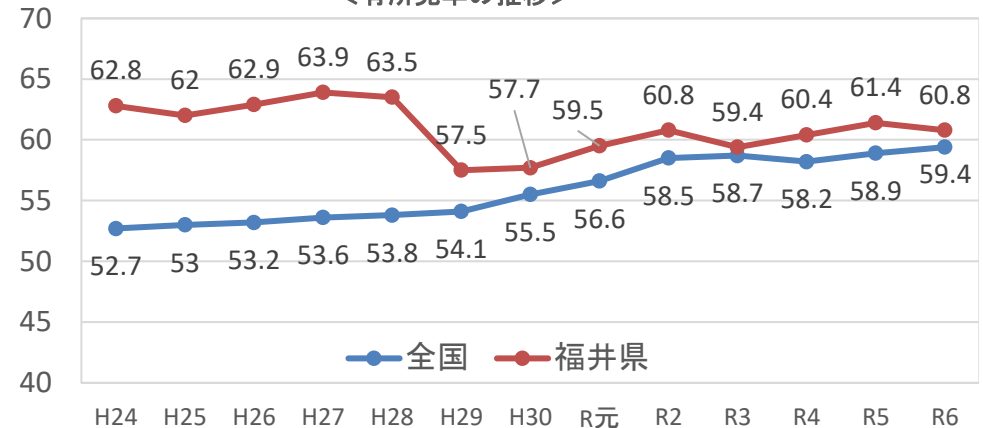
# 過労死等（脳・心臓疾患及び精神疾患）の状況

- 脳・心臓疾患、精神障害ともに労災請求件数は増加傾向にある。
- 一般健康診断の有所見率は全国平均より高い。

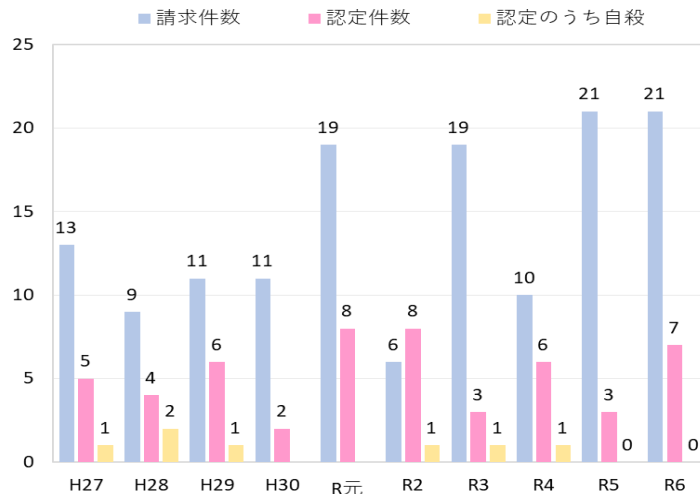
<脳・心臓疾患（福井）>



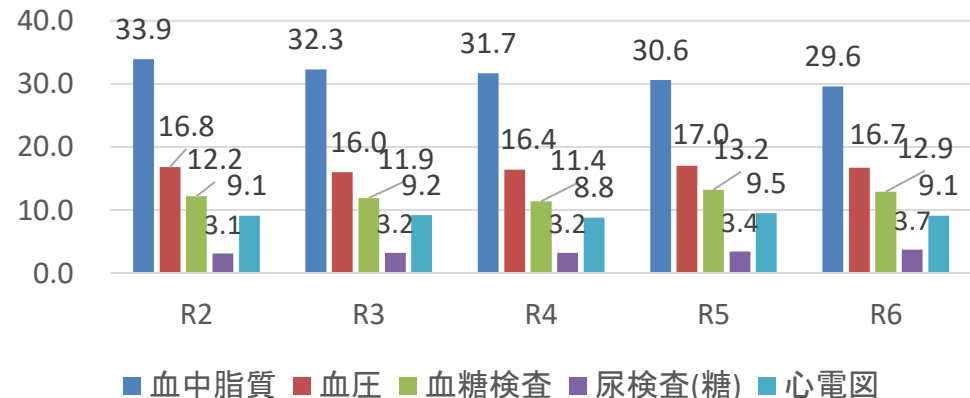
<有所見率の推移>



<精神疾患（福井）>



<福井県における所見の状況>

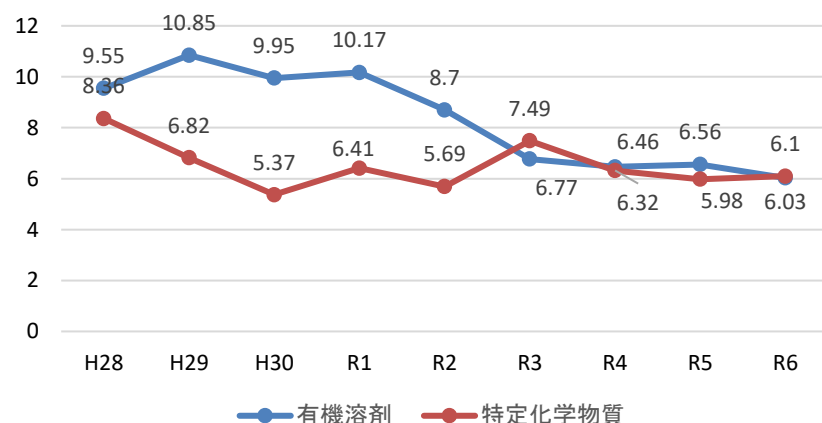




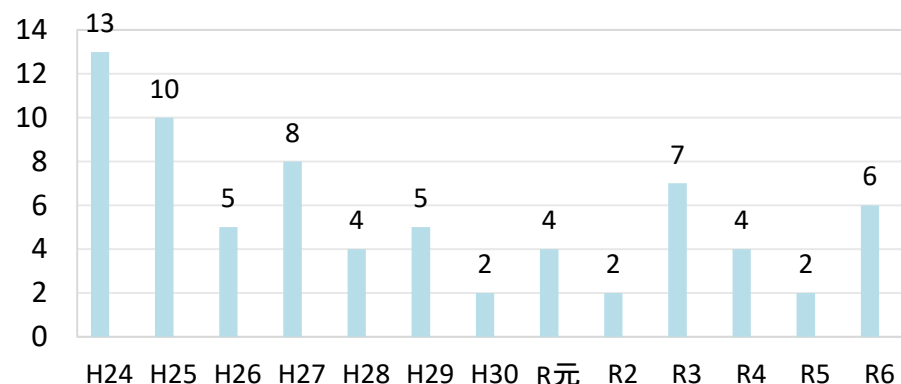
# 化学物質に関する現状

- 特定化学物質健康診断の有所見率は低下傾向にあるが、有機溶剤等健康診断の有所見率は6%前後で推移。
- じん肺による新規有所見者数は増減はあるものの、横ばいの状況。
- 石綿による健康管理手帳の交付件数は横ばいの状況。

特殊健康診断の有所見率(%)の推移



じん肺新規有所見者数の推移



新規健康管理手帳の交付件数の推移

|     | 第13次防 |     |     |     |     | 第14次防 |     |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
|     | R30   | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5   | R 6 |
| じん肺 | 5     |     | 1   | 3   | 4   | 3     |     |
| 石綿  | 6     | 10  | 2   | 12  | 6   | 6     | 7   |
| その他 |       | 7   | 3   |     |     |       | 3   |
| 合計  | 11    | 17  | 6   | 15  | 10  | 9     | 10  |

※令和元年から「その他」にはオルト-トルイジンを含む

# 原子力発電所等の労働災害発生状況

- 放射線被ばくによる労働災害の発生はなし。
- 労働災害は、定期検査工事等原子力関係事業者を含め毎年発生しているが、減少傾向にある。

県内の原子力発電所等は15基

うち廃炉 7基

停止中 3基

稼働中 5基

(令和7年11月現在)

13次防期間中

33人(休業4日以上)

年平均 6.6件



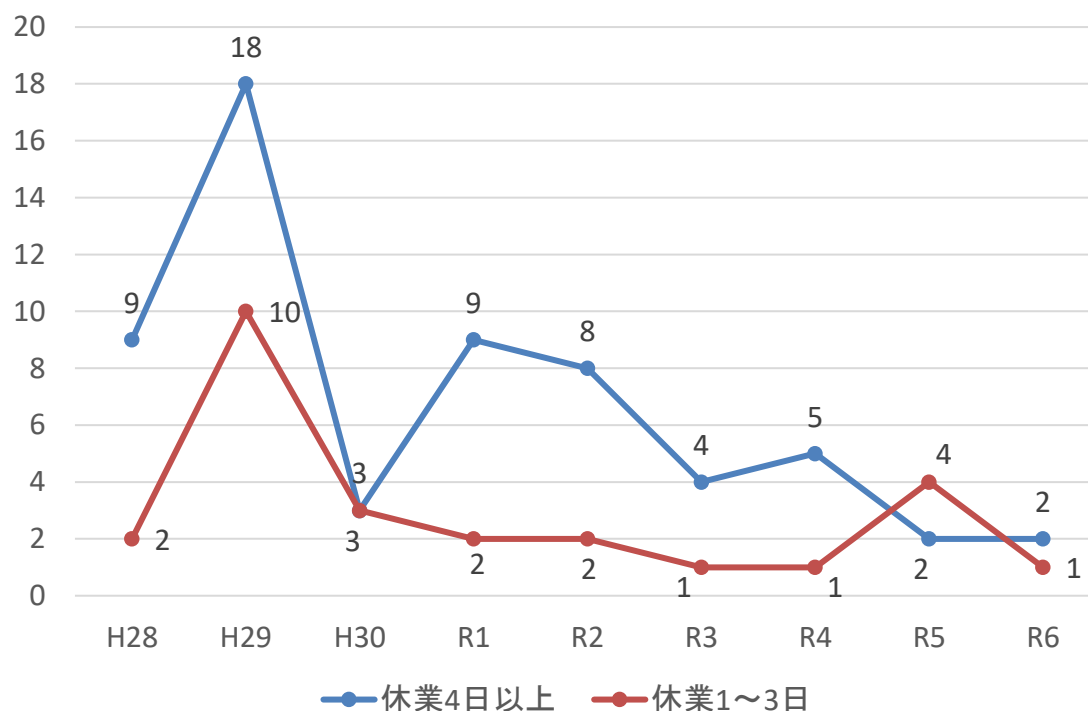
14次防期間中(2年間)

6人(休業4日以上)

年平均 3.0件

※いずれも新型コロナウイルス感染症を除く

原子力発電所等における労働災害発生状況



## 2. 計画の進捗状況

# アウトプット指標の進捗状況

第14次労働災害防止推進計画に掲げるアウトプット指標については、下記の方法によるアンケートにより把握した。

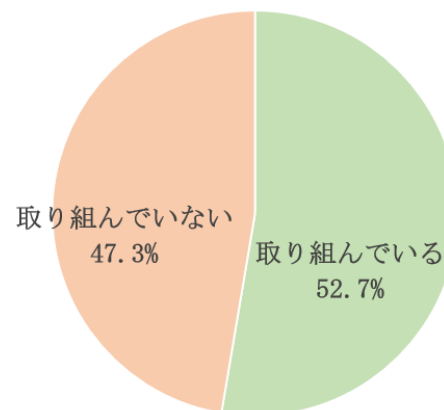
- ①福井労働局ホームページに「福井労働局14次防ウェブアンケートの実施について(中間年度)」としてウェブアンケートへの協力を周知(インターネット上で回答を入力)
- ②「福井県労働災害防止団体連絡協議会」において、会員事業場への周知及び提出の勧奨を依頼。
- ③各労働基準監督署が当該期間中に関与する労働衛生週間説明会等の集団指導において、アンケートを配付し協力を依頼。
- ④労働局、各監督署が個別に事業場に出向いた際にアンケートへの協力を依頼。
- ⑤計画期間初年度の2023年度に実施したアンケートに回答のあった事業場に対し、ダイレクトメール(郵便)でアンケートへの協力を依頼。
- ⑥アンケート実施期間 令和7年8月18日から同10月15日までの間
- ⑦アンケート配付数 監督署750 ダイレクトメール492
- ⑧アンケート回答数 433

## (2) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに**50%以上**とする。

転倒災害対策に取り組む事業場の割合は、2023年における54.7%に対し、中間年度である2025年においては52.7%と、若干の低下が認められるものの、現時点で、**目標は達成している**。

### 転倒災害防止対策



# アウトプット指標の進捗状況

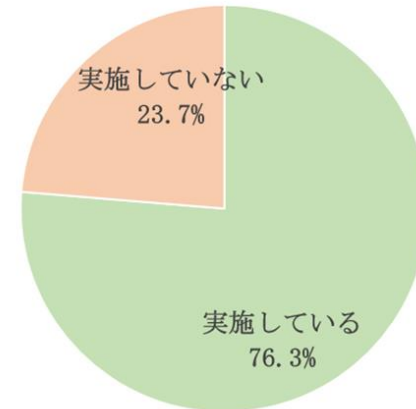
卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の安全衛生教育の実施率を2027年までに**80%以上**とする。

卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育を行っている事業場の割合は、2023年における67.3%から、2025年においては76.3%と、大幅に上昇しているものの、**目標は未達成である。**

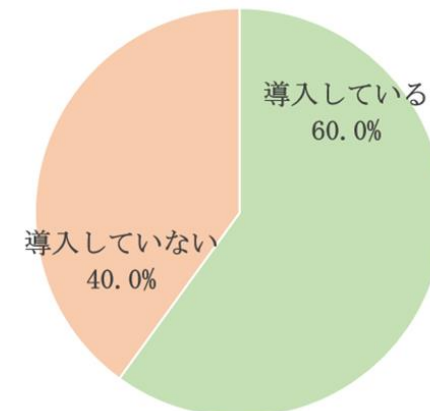
介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに**増加**させる。

介護・看護作業におけるノーリフトケアを導入している事業場の割合はを2023年における66.7%から、2025年においては60.0%と、後退してしまっていることから**目標達成に向けて引き続き取り組む必要がある。**

## 安全衛生教育



## ノーリフトケア



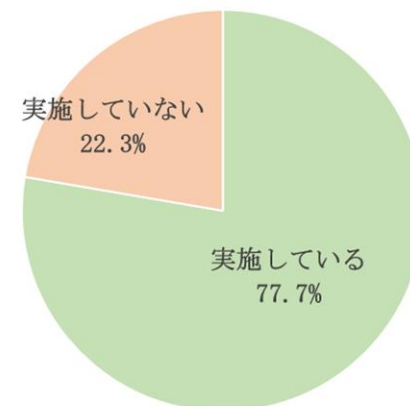
# アウトプット指標の進捗状況

## (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに**50%以上**とする。

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合は2023年における78.7%に対し、2025年においては77.7%と、若干の低下が認められるものの、現時点で、**目標は達成している**。

## 高年齢労働者対策

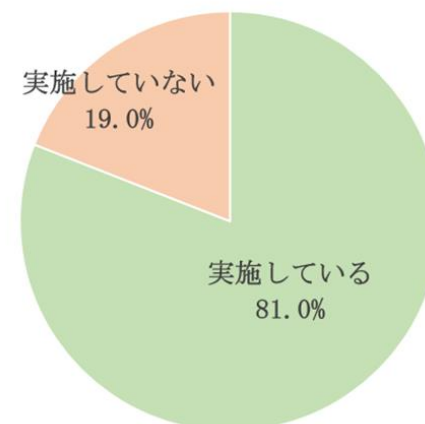


## (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに**50%以上**とする。

外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合は、2023年における79.4%から、2025年においては81.0%と、上昇しており、現時点で、**目標は達成している**。

## 外国人労働者対策





# アウトプット指標の進捗状況

## (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

### ア 建設業対策

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに**85%以上**とする。

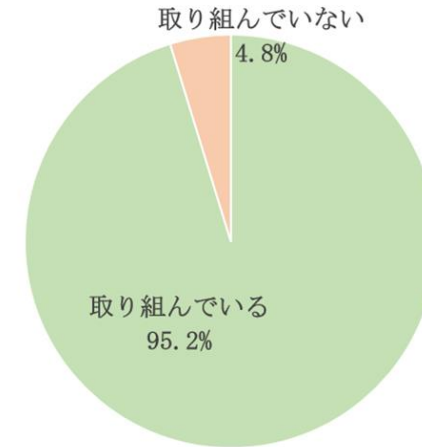
墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合は2023年における91.4 %から、2025年においては95.2 %と上昇しており、現時点で、**目標は達成している**。

### イ 製造業対策

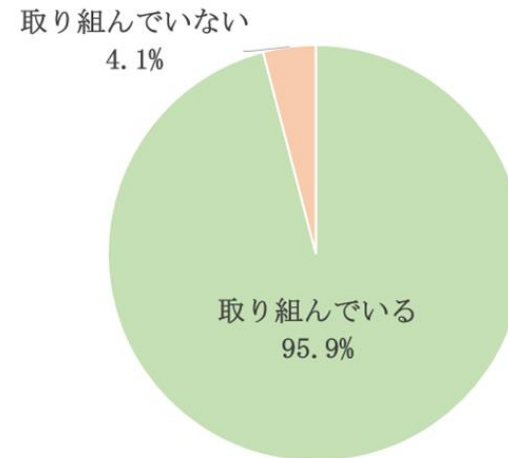
機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに**60%以上**とする。

機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合は2023年における94.5 %から、2025年においては95.9 %と上昇しており、現時点で、**目標は達成している**。

## 墜落・転落災害防止対策



## 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策



# アウトプット指標の進捗状況

## ウ 陸上貨物運送業対策

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに**45%以上**とする。

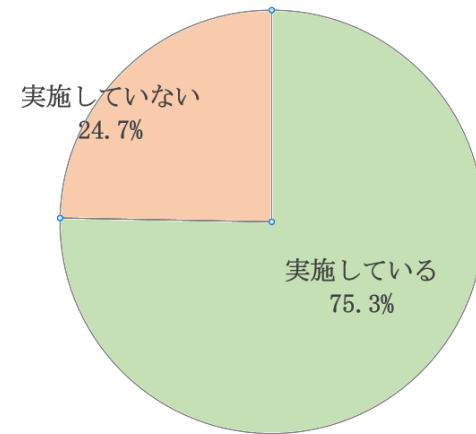
「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合は2025年においては75.3 %であり、現時点で、**目標は達成している**。

## エ 林業対策

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに**50%以上**とする。

「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合は2023年、2025年のいずれにおいても100%であり、現時点で、**目標は達成している**。

## 荷役作業の安全対策



## 伐木等作業の安全対策



# アウトプット指標の進捗状況

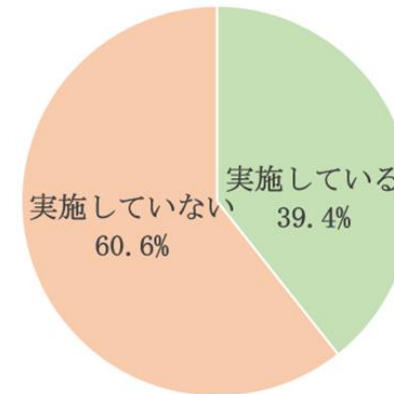
## (7)労働者の健康確保対策の推進

### ア メンタルヘルス対策

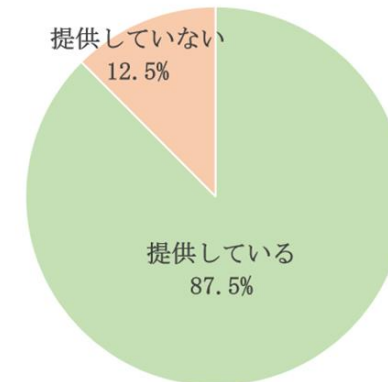
使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに**50%以上**とする。

使用する労働者数 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合は、2023年における35.2%から、2025年においては39.4%と、上昇しているものの、**目標は未達成である**。

## 50人未満事業場での ストレスチェック実施



## 産業保健サービス提供状況



各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。

各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合は2023年における80.9 %から、2025年においては87.5 %と上昇しており、現時点で、**目標は達成している**。

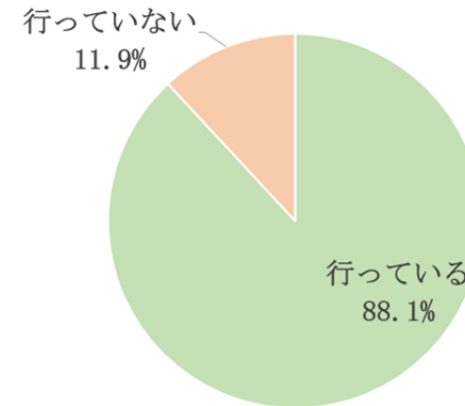
# アウトプット指標の進捗状況

## (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(労働安全衛生)法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ**80%以上**とする。

SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合は2022年度における91.7%に対し、中間年度である2025年度においては89.1%と、若干の低下が認められるものの、現時点で、**目標は達成している。**

## 化学物質のラベル表示 ・ SDSの交付状況



# アウトプット指標の進捗状況

法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに**80%以上**とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。

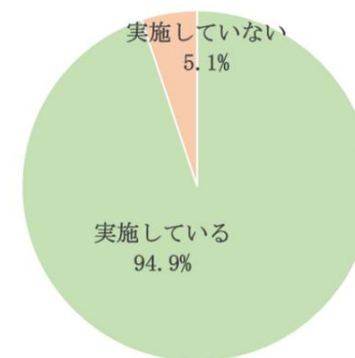
## 化学物質のリスクアセスメント

法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合は、2023年における84.9 %から、2025年においては94.9 %と大幅に上昇し、かつ、**現時点で、目標は達成している。**

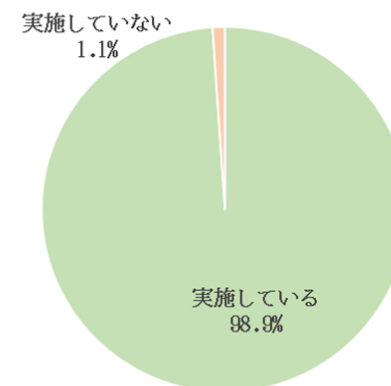
## 化学物質のリスクアセスメントの結果に基づき必要な措置を実施しているか

リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合は2023年における99.4%に対し、2025年においては98.9%と、若干の低下が認められるものの、現時点で、**目標は達成している。**

## 化学物質のリスクアセスメント



## 化学物質のリスクアセスメントの結果に基づき必要な措置を実施しているか

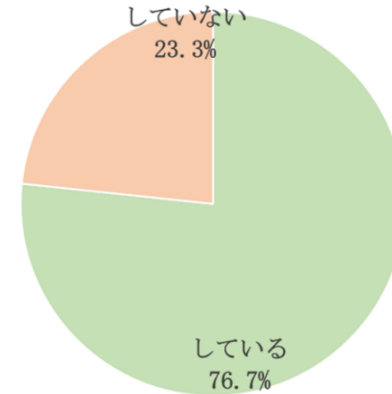


# アウトプット指標の進捗状況

熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに**増加**させる。

熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合は2023年における55.5%から、2025年においては76.7%と、大幅に増加しているが、熱中症による死亡者が3年連続で30人以上(全国)となっている状況から、**今後も、継続的に取り組むべきと考える。**

## 暑さ指数の把握・活用



# アウトカム指標の進捗状況

## <重点事項ごとに設けられた指標>

### (2) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

#### 【アウトカム指標】

- 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。



- 転倒災害の年齢層別死傷年千人率については、下表のとおり概ね、低下傾向になっており、上昇傾向にある20代女性、40代男性、70代男性・女性以外についても、その上昇幅はわずかであり、**目標達成に向けて良好に推移している。**

| 年齢(歳) | 2022年  |        | 2024年  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|
|       | 男      | 女      | 男      | 女      |
| ～29   | 0.2821 | 0.1838 | 0.1881 | 0.2206 |
| 30～31 | 0.5202 | 0.1645 | 0.3179 | 0.1316 |
| 40～49 | 0.5217 | 0.5556 | 0.5652 | 0.3009 |
| 50～59 | 0.8629 | 1.5405 | 0.6345 | 1.2432 |
| 60～69 | 1.2414 | 3.3607 | 1.0345 | 2.1311 |
| 70～   | 1.3953 | 2.4752 | 1.4729 | 3.1683 |

※赤字部分が上昇している。

- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。



- 2024年において転倒災害は270件発生しており、各災害の休業日数の合計は10,520日となることから、平均休業日数は38.963日であり、**目標は達成水準にある。**

- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年(0.250)と比較して2027年までに減少させる。



- 2024年の社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率は0.107であり、**目標は達成水準にある。**

### (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

#### 【アウトカム指標】

- 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女とも、その増加に歯止めを掛ける。



- 2024年において、60歳以上の死傷年千人率については、**男女ともに低下しており、目標水準にある。**

|       | 2022年  |        | 2024年  |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|
|       | 男      | 女      | 男      | 女      |
| 60歳以上 | 3.5322 | 4.6957 | 3.3890 | 3.5942 |



# アウトカム指標の進捗状況

## <重点事項ごとに設けられた指標>

### (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

#### 【アウトカム指標】

- 外国人労働者の死傷年千人率(3.502)を2027年までに労働者全体の平均以下とする。



- 2024年の労働者全体の死傷年千人率 2.149に対し、外国人労働者の死傷年千人率は3.384であり、**目標達成に向けて厳しい水準にある。**

### (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

#### ア 建設業対策

#### 【アウトカム指標】

- 建設業における死亡者数を2022年(3人)と比較して、2027年までに15%(1人)以上減少させる。



- 建設業における死亡者数は2023年が2人、2024年が2人であり、**目標は達成水準にある。**

#### イ 製造業対策

#### 【アウトカム指標】

- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年(48人)と比較して2027年までに5%(3人)以上減少させる。

- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数は2023年に62人と増加したが、2024年には42人と大幅に減少しており、**目標は達成水準にある。**

#### ウ 陸上貨物運送業

#### 【アウトカム指標】

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年(105人)と比較して2027年までに5%(6人)以上減少させる。



- 陸上貨物運送業における死傷者数は2023年が93人、2024年が90人であり、**目標達成水準にある。**

#### エ 林業対策

#### 【アウトプット指標】

- 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年(0人)と比較して2027年までに15%以上減少させる(0人とする)。



- 林業における死亡者数は2023年、2024年とも0人であり、**目標達成水準にある。**

# アウトカム指標の進捗状況

## ＜重点事項ごとに設けられた指標＞

### (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

#### 【アウトカム指標】

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発又は火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間(18人)と比較して、5%(1人)以上減少させる。
- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発又は火災によるもの)の死傷者数は13次防期間中の18人に対し、14次防期間中(2023年から2025年10月末)は17人であり、目標達成は厳しい水準にある。
- 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。
- 2024年に1名が、熱中症により死亡していることから、目標達成は不可能である。

# 「指標の達成を目指すことにより期待する結果」の進捗状況

## ＜最終目標＞

- (1) 死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人<sup>(※1)</sup>以下とする。

※1 2022年の死亡者10人を基点とし、毎年1人ずつ減少を図ることを想定した合計人数（14次防期間中：9+8+7+6+5=35人）

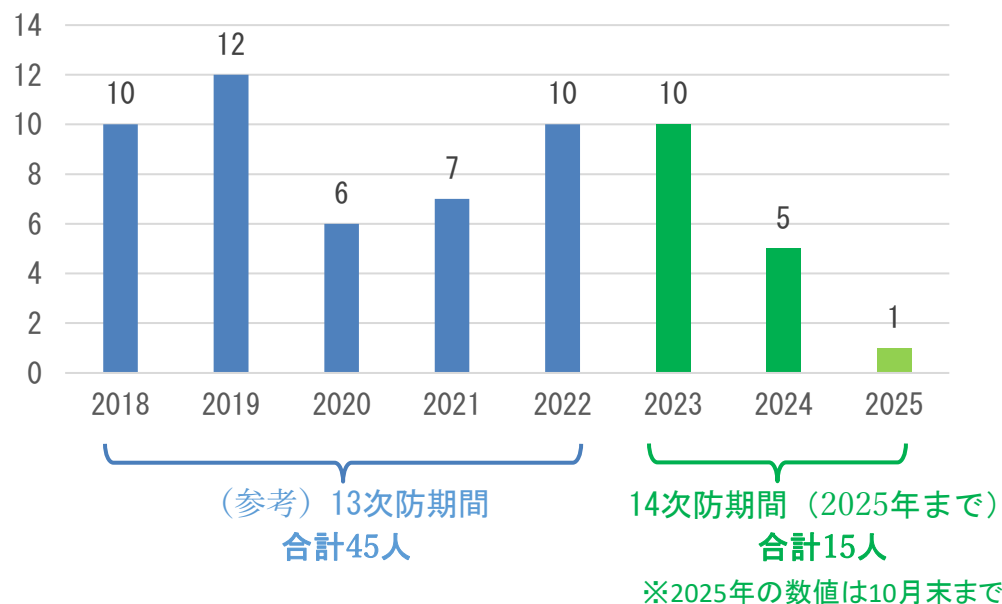
- (2) 死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年（925人）と比較して、2027年の死傷者数を減少させる。<sup>(※2)</sup>

※2 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数での比較。

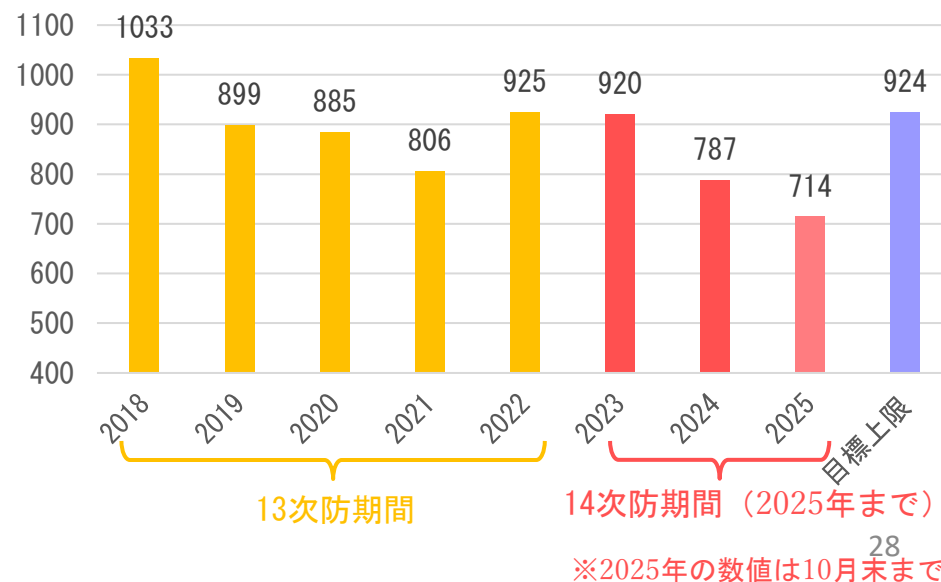
➡ 2025年10月末時点で、死亡者数合計16名であり目標達成に向けて可能な水準にある。

➡ 死傷者数は2023年920人、2024年787人となっており目標達成、2025年は10月末時点で714人となっており、目標に向けて達成可能な水準にある。

### 福井県における労働災害死亡者数の推移



### 福井県における労働災害死傷者数の推移



### 3. 現状を踏まえた論点

## 中間年での見直し(総括)

本省14次防において、「本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、労働政策審議会安全衛生分科会(以下「分科会」と言う。)に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。計画の実施状況の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組がどの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。」とされたため、福井局推進計画においても、本省に準じた取扱いとすることとして、「計画期間の中間年である2025年度において、それぞれのアウトプット指標及びアウトカム指標の達成状況等について評価を行い、必要に応じ計画の見直しを行うことにより、実情に応じた労働災害防止対策の推進を図る。」としたもの。

しかしながら、14次防スタート後、本省における分科会への報告は、令和6年9月及び令和7年11月25日に2度、行われたものの、いずれについても、計画の実施状況の確認のみに留まっており、その評価や計画の見直しに係る検討はなされていない状況にある。

福井局推進計画スタート時には、本省から指標を合わせるよう指示を受けており、見直しの必要性の判断においても、本省の変更を踏まえる必要があるところ、現在、ようやく、本省審議会で見直しの必要性について議論するための実施状況の確認がなされたところであり、計画の見直しの結論はまだ先となる見通しであることから、福井局としても、現状を把握はしたものの、基本とすべき本省14次防の変更必要性の議論を無視して、これを勝手に検討することはできない。

よって、福井局推進計画のスタート時点で考えていたイメージがずれてきており、今回は、把握した現状報告にとどめざるを得ない状況と考える。このことから、今回のアンケートは限られた事業場からの回答であることを念頭に置いた上で、しっかりと取り組むべきところは、毎年度の行政運営方針等に落とし込むなどにより、しっかり取組を進めていきたい。

なお、本省14次防の変更が示されるなどの指示、変更の必要なしの結論があった場合も含めて、その際には、福井局推進計画の変更の必要性について、判断することになると考える。

# 「アウトプット指標」について

## (2) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。  
→2023年における54.7%に対し、中間年度である2025年においては52.7%と、若干の低下が認められるものの、現時点で、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。
- 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。  
→目標は未達成であるが、2023年における67.3%から、2025年においては76.3%と、大幅に上昇しており、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。  
→2023年における66.7%から、2025年においては60.0%と、後退してしまっているが、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。

# 「アウトプット指標」について

## (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。  
→2023年における78.7%に対し、2025年においては77.7%と、若干の低下が認められるものの、現時点で、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。

## (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。  
→外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合は、2023年における79.4 %から、2025年においては81.0 %と、上昇しており、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。



# 「アウトプット指標」について

## (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

### ア 建設業対策

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。  
→2023年における91.4 %から、2025年においては95.2 %と上昇しており、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。

### イ 製造業対策

- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。  
→2023年における94.5 %から、2025年においては95.9 %と上昇しており、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。

# 「アウトプット指標」について

## (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

### ウ 陸上貨物運送業対策

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。  
→ 2023年における75.3 %から、2025年においては86.3 %と上昇しており、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。

### エ 林業対策

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。  
→ 2023年、2025年のいずれにおいても100%であり、現時点で、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。

# 「アウトプット指標」について

## (7)労働者の健康確保対策の推進

### ア メンタルヘルス対策

- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。  
→目標は未達成であるが、2023年における35.2%から、2025年においては39.4%と、上昇しており、目標達成は今後の取組みにより達成可能水準にあることから、見直しは必要ないものと考え
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。  
→2023年における80.9 %から、2025年においては87.5 %と上昇しており、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないもの考える。

# 「アウトプット指標」について

## (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- （労働安全衛生）法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。。

→2023年における91.7%に対し、中間年度である2025年においては89.1%と、若干の低下が認められるものの、現時点で、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。

- 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

### →化学物質のリスクアセスメント

2023年における84.9 %から、2025年においては94.9 %と大幅に上昇し、現時点で、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。

### 化学物質のリスクアセスメントの結果に基づき必要な措置を実施しているか

2023年における99.4%に対し、2025年においては98.9%と、若干の低下が認められるものの、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。

# 「アウトプット指標」について

## (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。。  
→2023年における55.5%から、2025年においては76.7%と、大幅に増加しており、目標達成水準にあることから、見直しは必要ないものとする。

# 「アウトカム指標」について

## (2) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。  
→転倒災害の年齢層別死傷年千人率については、概ね、低下傾向になっており、上昇傾向にある20代女性、40代男性、70代男性・女性以外についても、その上昇幅はわずかであり、目標達成に向けて良好に推移していることから、計画の変更は必要ないものとする。  
ただし、計画策定時に示した年千人率の数値に誤りが認められたことから、数値についてのみ修正することとしたい。
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。  
→2024年において転倒災害は270件発生しており、各災害の休業日数の合計は10,520日となることから、平均休業日数は38.963日であり、目標達成水準にあり、見直しは必要ないものとする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年(0.250)と比較して2027年までに減少させる。  
→2024年の社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率は0.107であり、目標達成水準にあり、見直しは必要ないものとする。  
ただし、計画策定時に示した年千人率の数値に誤りが認められたことから、数値についてのみ修正することとしたい。

# 「アウトカム指標」について

## (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女とも、その増加に歯止めを掛ける。  
→2024年において、60歳以上の死傷年千人率については、男女ともに低下しており、目標達成水準にある。  
ただし、計画策定時に示した年千人率について、男女別の数値を示していなかったことから、男女別の数値に修正することとしたい。

## (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 外国人労働者の死傷年千人率(3.502)を2027年までに労働者全体の平均以下とする。  
→2024年の労働者全体の死傷年千人率 2.149に対し、外国人労働者の死傷年千人率は3.384であり、目標達成に向けて、厳しい水準にあるが、数値目標の変更はすべきでないと考える。  
ただし、外国人労働者等の労働災害防止対策をより推進するため、母国語による危険箇所の標識・掲示を推奨するとともに、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説する外国人労働者安全衛生管理セミナーの受講を勧奨する。  
また、計画策定時に示した千人率の数値に誤りが認められたことから、数値について修正することとしたい。



# 「アウトカム指標」について

## (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

### 建設業対策

- 建設業における死亡者数を2022年(3人)と比較して、2027年までに15%(1人)以上減少させる。  
→建設業における死亡者数は2023年が2人、2024年が2人であり、目標達成水準にある。

### 製造業対策

- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年(48人)と比較して2027年までに5%(3人)以上減少させる。  
→製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数は2023年に62人と増加したものの、2024年において42人と大きく減少しており、目標達成水準にある。

# 「アウトカム指標」について

## (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

### 陸上貨物運送業対策

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年(105人)と比較して2027年までに5%(6人)以上減少させる。  
→陸上貨物運送業における死傷者数は2023年が93人、2024年が90人であり、目標達成水準にある。

### 林業対策

- 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年(0人)と比較して2027年までに15%以上減少させる(0人とする)。  
→林業における死亡者数は2023年、2024年とも0人であり、目標達成水準にある。

# 「アウトカム指標」について

## (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間（14人【修正18人】）と比較して、5%（1人）以上減少させる。  
→化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の死傷者数は13次防期間中の18人に対し、14次防期間中（2023年から2025年10月末）は17人となっており、目標達成に向けて、厳しい水準にあるが、数値目標の変更はすべきでないと考える。  
ただし、計画策定時に災害件数について誤りがあったことから、正しい数値に修正することとしたい。  
また、これ以上の増加が無いよう、改正安衛則（新たな化学物質規制の導入）について関係者への周知徹底を図るとともに、施行後における適切な運用を図る。
- 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。（14次防期間中の死亡者数を0人とする。）  
→2024年に1名が、熱中症により死亡しており、目標達成はできなかったことから、改正安衛法（熱中症対策の義務化）及び「職場における熱中症予防基本対策要綱」について周知、指導などの取組みを徹底する。

# 「指標の達成を目指すことにより期待する結果」について

死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人(※1)以下とする。

参考：厚生労働省第14次労働災害防止計画の目標

・死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する。

基準年となる2022年の死亡者を基点とし、その後、14次防計画期間中に毎年1人ずつ死亡者数の減少を図ることを想定した合計人数35人以下（2023年：9人、2024年：8人、2025年：7人、2026年：6人、2027年：5人、合計：35人）とすることを目標とする。

→3年目である2025年10月末時点で、死亡者数合計16人であり目標達成に向けて可能な水準にあり、引き続き死亡災害防止に向けた取り組みを徹底する。

# 「指標の達成を目指すことにより期待する結果」について

死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年(925人)と比較して、2027年の死傷者数を減少させる。

(新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数での比較。)

参考: 厚生労働省第14次労働災害防止計画の目標

死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

→死傷者数は2023年920人、2024年787人となっており目標達成、2025年は10月末時点で714人となっており、目標に向けて達成可能な水準にある。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・ 国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

(イ)(ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」等既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者などが周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。
- ・ 事業者の具体的な取組につながるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・ 労働災害防止団体等が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。
- ・ 引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・ 労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図る。
- ・ 安全衛生に係る施策を様々な機会を通じて積極的に周知する。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

### イ 安全衛生対策におけるDXの推進

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- AIやウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した、効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。
- 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。
- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)に基づく申請等について、電子申請を活用する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- 効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進にウェアラブル端末等の新技術の有効性が厚生労働省より示された際には、その活用について周知、啓発を行う。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (2)労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性をはじめとして、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・ 筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・ 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付け基発0618第1号。)を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等のほか、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ(ナッジ等)等についての研究結果が取りまとめられた際には、その成果を広く周知する。
- ・ 「健康経営優良法人認定制度」等の関連施策についても周知を図るとともに、転倒・腰痛防止対策の具体的メニューの提示する等により、事業場の取組の促進を図る。
- ・ 5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)活動と、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- ・ 冬季無災害運動を実施し、冬季の積雪・凍結による転倒防止措置の周知を図る。
- ・ 労働者の腰痛予防教育の実施を推進する。
- ・ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入等既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・ 骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法が厚生労働省より示された際には、その周知を図る。
- ・ 中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や、第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等が厚生労働省より示された際には、周知、啓発を行う。
- ・ 労働災害の防止に積極的に取組む県内事業場のほか、福井県、関係団体等を構成員として設置した「福井県小売業SAFE協議会」及び「福井県介護施設SAFE協議会」の運営を通じて、小売業及び介護施設における安全衛生に対する機運醸成を図る。



# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。

### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。
- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要な転倒防止対策が厚生労働省より示された際には、その取組を進める。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。)や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。))に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・ 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等により安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。
- ・ 副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール(労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ)の活用促進を図る。
- ・ 障害を有する労働者の就業上の配慮の必要性について引き続き周知する。
- ・ 外国人労働者安全衛生管理の手引きの活用を促すとともに、外国人労働者の労働災害の原因として、日本語の理解が不十分であることが大きな要因であることから、母国語による危険箇所の標識・掲示を推奨し、作業の危険性の理解向上と不安全行動の防止を図る。
- ・ 外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説する外国人労働者安全衛生管理セミナーの受講を勧奨する。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける法第22条の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和4年4月に公布、令和5年4月1日から施行されることから、当該改正省令に基づき、関係請負人等に対しても、労働者と同等の保護措置を講じる。
- ・ 改正安衛法(令和7年5月)による①注文者等の配慮、②混在作業場所における措置義務拡大、③業務上災害報告制度、④個人事業者等自身への義務付け、⑤連絡調整措置の義務付け等の保護措置を講じる。

### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける法第22条の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和4年4月に公布、令和5年4月に施行されることから、当該省令の内容についての周知等を行う。
- ・ 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」議論等を踏まえ、今後、個人事業者等に対する安全衛生確保措置等に関して、更なる省令改正等がなされた際には、当該省令等の内容について周知等を行う。
- ・ 改正安衛法(令和7年5月)による①注文者等の配慮、②混在作業場所における措置義務拡大、③業務上災害報告制度、④個人事業者等自身への義務付け、⑤連絡調整措置の義務付け等の周知等を行う。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

### ア 建設業対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・ 労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

#### (イ)(ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 依然として墜落・転落災害による死亡災害が多発していることから、これらの根絶に向けて、より一層の墜落・転落災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)に基づき、国土交通省、福井県、関係団体等と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導等の健康障害防止対策の推進を図る。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

### イ 製造業対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、製造者(メーカー)、使用者(ユーザー)それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。
- ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれのある危険性の高い機械等については、製造者におけるリスクアセスメントを実施しても残留するリスク等に関する使用者による把握の徹底を図るとともに、使用者におけるリスクアセスメントの実施結果に基づく安全な使用の徹底を図る。
- ・ 高経年施設・設備に対する点検・整備等の徹底を図る。
- ・ 現場を指揮する労働者への職長教育の実施等を推進し、安全衛生を管理する能力の向上を図る。
- ・ 機能安全を有する機械を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械に置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

### ウ 陸上貨物運送業対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

#### (イ) (ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」の周知を図る。

### エ 林業対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。)」等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

#### (イ) (ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。  
また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について、関係事業者に対し一層積極的に周知し、これらのガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
- ・ 林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施等、各機関と協力して取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (7) 労働者の健康確保対策の推進

### ア メンタルヘルス対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・ 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。
- ・ **改正労働安全衛生法(令和7年5月公布)による労働者数50人未満の事業場に対するストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施などのメンタルヘルス対策に取り組む。**

#### (イ)(ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・ 衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「衛生委員会等」という。)の活性化を促進する。
- ・ 労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
- ・ 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。
- ・ 労働者のストレスへの気付きを促すよう、労働者50人未満の事業場についてもストレスチェック制度の普及を促進し、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげるよう指導する。
- ・ 事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」に基づく職場復帰支援の周知を図る。
- ・ **改正労働安全衛生法(令和7年5月公布)による労働者数50人未満の事業場に対するストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施の義務付けについて周知徹底を図る。**



# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (7) 労働者の健康確保対策の推進

### イ 過重労働対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月17日付け基発第0317008号)に基づき、次の措置を行う。
  - ①時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
  - ②年次有給休暇の確実な取得の促進
  - ③勤務間インターバル制度の導入等労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)に基づく労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。
  - ①過重労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日策定)の周知、これに基づく指導等に、引き続き取り組む。  
また、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。  
特に、運輸業・郵便業においては全業種の中で脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号)の周知、これに基づく指導等に取り組む。  
また、医師については医師の労働時間短縮等に関する指針(令和4年厚生労働省告示第7号)に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。
  - ②事業者が、長時間労働者に対して、医師による面接指導を受けることを勧奨するよう、事業者への制度の趣旨や必要性の周知に取り組む。



# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (7) 労働者の健康確保対策の推進

### ウ 産業保健活動の推進

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 治療と仕事の両立に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修の実施等の環境整備に取り組む。
- ・ 事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

#### (イ)(ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットについて、経営層に対して意識啓発を図る。
- ・ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの活用を図り、中小企業を中心とする産業保健活動を推進する。
- ・ 企業や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を図る。
- ・ 福井県地域両立支援推進チームにおいて策定した「福井県 治療と仕事の両立支援活動計画(2022年度～2026年度)」に基づき、治療と仕事を両立しやすい環境づくりに向けた取組を推進する。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### ア 化学物質による健康障害防止対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 化学物質を製造し、取扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の2つの事項を的確に実施する。
  - ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
  - ② ①により、譲渡提供時に提供したラベル表示・SDSの通知事項について、変更があった場合の再通知を確実にする。
  - ③ 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

#### (イ) (ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- 新たな化学物質規制の導入に伴う「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)」等の関係省令、告示等について関係者への周知徹底を図るとともに、施行後における適切な運用を図る。
- 改正労働安全衛生法(令和7年5月公布)により、通知義務違反(ラベル表示・SDSの交付)に対する罰則及び通知事項を変更した場合の再周知の義務付けについて周知徹底する。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を有する者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

#### (イ)(ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 石綿事前調査結果報告システム及びポータルサイトについて、周知を図る。
- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習等について、十分な講習機会が設けられるよう関係団体等に働きかける。
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- ・ 第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・ 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」の周知を行う。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・ 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。
- ・ 改正労働安全衛生法による熱中症対策(熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、①熱中症発症時の連絡体制の整備、②重篤化を防ぐための迅速対応の手順作成、③①②についての関係者への周知)の確実な履行。

#### (イ)(ア)の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・ 事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格(JIS)に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の活用促進を図るとともに、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導を行う。
- ・ 改正労働安全衛生法による熱中症対策(熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、①熱中症発症時の連絡体制の整備、②重篤化を防ぐための迅速対応の手順作成、③①②についての関係者への周知)の義務化の周知及び確実な履行の徹底を図る。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### エ 電離放射線による健康障害防止対策

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

#### (イ) (ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を図る。

# 「重点事項ごとの具体的な取組み」について

## (9) 原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、事故時に被ばく管理等を適切に実施するための被ばく線量管理、保護具・保護衣の着用、労働者教育の実施、健康管理の実施等について、あらかじめ必要な準備を計画的に実施する。
- ・ 原子力事業者において、関係請負人が労働災害防止対策を円滑に行うことができるようにするための原子力施設全体の安全衛生管理体制を確立し、すべての関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置・運営し、関係請負人に対する指導・援助を実施する。
- ・ 原子力事業者から直接工事等を請け負う元方事業者における統括安全衛生管理の下、PDCA(計画－実施－評価－改善)サイクルによる安全管理、被ばく管理、健康管理等の安全衛生管理を徹底する。
- ・ 廃炉作業、定期検査工事等に関わる工事関係者において、機械設備、作業などに応じたリスクアセスメント及びその評価に基づくリスク低減措置を実施する。

### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 放射線防止対策の徹底を図るため、令和3年4月1日に施行された改正電離放射線障害防止規則に基づき、適正な被ばく線量の管理等の徹底を図る。
- ・ 原子力施設における新規制基準対応工事等における労働災害の防止を図るため、原子力施設全体の安全衛生管理体制を確立し、すべての関係請負人を含めた安全衛生対策が講じられるよう指導を行う。
- ・ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理及び健康管理に対する窓口指導、監督指導等を徹底する。

(案)

第 14 次  
福井労働局 労働災害防止推進計画  
〈**修正**版〉

2023 年度～2027 年度

**令和●年●月**  
**福井労働局**

## <目次>

|     |                                           |    |
|-----|-------------------------------------------|----|
| 1   | はじめに                                      | 4  |
| 2   | 福井県内の安全衛生を取り巻く現状と課題                       | 4  |
| (1) | 死亡災害の現状と課題                                | 4  |
| (2) | 死傷災害の現状と課題                                | 5  |
| (3) | 過労死等の防止等、労働者の健康確保を巡る現状と課題                 | 6  |
| (4) | 化学物質等による健康障害防止を巡る現状と課題                    | 7  |
| (5) | 原子力発電所等を巡る現状と課題                           | 7  |
| 3   | 計画期間                                      | 8  |
| 4   | 計画の目標                                     | 8  |
| (1) | 重点事項                                      | 8  |
| (2) | 指 標                                       | 8  |
| (3) | 上記(2)の達成を目指すことにより期待する結果                   | 8  |
| (4) | 計画の評価と見直し                                 | 9  |
| 5   | 重点事項ごとの具体的取組                              | 9  |
| (1) | 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発                    | 9  |
| ア   | 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備              | 9  |
| イ   | 安全衛生対策におけるDXの推進                           | 10 |
| (2) | 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する<br>労働災害防止対策の推進 | 10 |
| (3) | 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進                        | 12 |
| (4) | 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進            | 13 |
| (5) | 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進                       | 14 |
| (6) | 業種別の労働災害防止対策の推進                           | 14 |
| ア   | 建設業対策                                     | 14 |
| イ   | 製造業対策                                     | 15 |
| ウ   | 陸上貨物運送業対策                                 | 16 |
| エ   | 林業対策                                      | 16 |
| (7) | 労働者の健康確保対策の推進                             | 17 |
| ア   | メンタルヘルス対策                                 | 18 |
| イ   | 過重労働対策                                    | 19 |
| ウ   | 産業保健活動の推進                                 | 19 |
| (8) | 化学物質等による健康障害防止対策の推進                       | 20 |
| ア   | 化学物質による健康障害防止対策                           | 21 |
| イ   | 石綿、粉じんによる健康障害防止対策                         | 22 |
| ウ   | 熱中症、騒音による健康障害防止対策                         | 22 |



|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| エ 電離放射線による健康障害防止対策                 | 23 |
| (9) 原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進         | 23 |
| (参考1) アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方(厚生労働省) | 25 |
| (参考2) 県内の労働災害発生状況等                 | 31 |

## 1 はじめに

福井県における近年の労働災害の発生状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）の減少傾向は鈍化し、労働災害による休業4日以上死傷者の数（以下「死傷者数」という。）に至っては、ここ数年増加傾向を示している。

また、労働災害発生率（死傷年千人率）が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、中小規模事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小規模事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動が必要となっている。

さらに、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となっている。

そして、誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。

他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生対策に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく必要がある。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。

このような状況を踏まえ、福井県内の労働災害を1人でも多く減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、国の定めた「第14次労働災害防止計画」（以下「14次防」という。）に基づき、2023年度を初年度として、5年間にわたり、福井労働局及び労働基準監督署（以下「労働局等」という。）、関係団体、県内の事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「福井労働局 第14次労働災害防止推進計画」をここに策定する。

## 2 福井県内の安全衛生を取り巻く現状と課題

### （1）死亡災害の現状と課題

死亡者数については、「第12次労働災害防止計画」（以下「12次防」という。）の期間中は減少傾向で順調に推移し、平成29年（12次防最終年）においては、福井県内で過去最少の5人まで減少したものであるが、その後、「第13次労働災害防止計画」

(以下「13 次防」という。)の期間中においては増減を繰り返し、一概に減少しているとは言えない状況となっている。

また、13 次防期間中の死亡災害は、依然として、製造業及び建設業で多く発生しており、この2業種で全体の6割以上を占め、製造業では機械設備によるはさまれ・巻き込まれ災害、建設業では墜落・転落災害によるものが、多く発生している状況にある。

このように、それぞれの業種の業務内容に起因する業種特有の災害が多くを占めていることから、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

## (2) 死傷災害の現状と課題

死傷者数については、平成元年が1,533人、平成24年(「第11次労働災害防止計画」(以下「11次防」という。)の最終年)は865人、平成29年(12次防最終年)には817人となり、概ね減少傾向を維持してきたが、13次防期間中においては、令和3年以降2年連続で増加し、令和4年(13次防最終年)には2,159人と大幅な増加となった。

当該増加の要因には、職場における新型コロナウイルス感染症の感染による労働災害の増加が大きく影響しているものであるが、同感染による増加分を除いた数値で見ても、令和4年は前年に比べて増加して925人となり、平成29年(12次防最終年)の866人を大幅に上回るものとなっている。

令和4年の死傷者数について、新型コロナウイルスの影響を除いた数値925人を業種別の構成比で見ると、第三次産業が約45.8%と全産業の半分近くを占めており、製造業が約24.9%、建設業が13.7%、陸上貨物運送業が11.4%、林業が1.3%となっており、近年、第三次産業の死傷者数の増加が目立っている。

また、事故の型別死傷者数では13次防期間中についても転倒災害が最も多く発生しており、その背景として高年齢労働者の増加が考えられる。

転倒災害はすべての業種に関わる労働災害であり、特に第三次産業に多く、製造業においても、はさまれ・巻き込まれ災害と同程度に発生していることから、引き続き転倒災害を防止する環境整備や防滑性に優れた靴の導入、高年齢労働者への配慮などを指導していく必要がある。

転倒災害以外で高年齢労働者の増加が影響を及ぼす事故の型として、動作の反動・無理な動作によるものが、13次防期間中は増加傾向にある。

特に介護施設において発生割合が高くなっていることから、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図ることが必要である。

これら労働災害は、経験年数3年以上の仕事に慣れてきた労働者による不安全行動に起因する労働災害が増加してきている状況にある。

機械設備によるはさまれ・巻き込まれ災害においても、機械を停止せずに、労働者自らが危険範囲内に立ち入ることにより発生したものや、労働者が携帯電話を操作しながら、あるいは小走りで移動したことによる転倒災害も多く発生していることから、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止を追求し、取組を推進することが必要である。

県内の業務上疾病の発生状況（平成 30 年から令和 4 年までの合計で新型コロナウイルス感染症を除く。）は、「腰痛」が 38.7%を占めており、13 次防期間中の 36.2%に比べて増加し、騒音性難聴、振動障害についても増加傾向にある。

また、化学物質による疾病（がんを除く。）も毎年発生しており、今後においては入手した SDS 等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施しつつ、じん肺、騒音、振動といった古くから続く職業性疾病対策についても引き続き徹底していく必要がある。

夏季を中心に発生する熱中症については、13 次防期間中に屋内作業場において死亡災害が発生していることから、夏季の屋外作業のみならず、高温多湿な屋内作業場についても JIS 規格に適合した WBGT 値測定器による測定と、その結果に基づく必要な措置を講ずることが重要である。

### （３）過労死等の防止等、労働者の健康確保を巡る現状と課題

精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にあり、死亡事案も発生していることから、引き続きメンタルヘルス対策や過重労働対策の重点的取組が必要である。

福井県内におけるメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、労働者数 20 人以上の規模において 80%以上であることを確認しているが、20 人未満の規模については低調であることから、今後においては、当該規模の事業場に対する取り組みについて指導を実施する必要がある。

さらに、メンタルヘルス対策の一つとして、ストレスチェックにより労働者自身の気付きを促すことが重要であるため、労働者数 50 人以上の規模の事業場に対する遵守徹底を図ることはもとより、50 人未満の規模についても実施率を高める必要がある。

また、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者への医師の面接指導、労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理をより一層強化する必要がある。

他方、福井県内において、脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質などを含めた労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の有所見率は 60.1%（令和 4 年）と、全国平均値よりも高い状態が続いており、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。

このため、健康診断結果に異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進む中で、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応の必要性が高まっていくものと見込まれている。

その一方で、職場での対応は個々の労働者の治療状況等に応じて進めていくことが求められるため、職場の支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない状況である。

以上のことから、健康診断結果に基づく就業上の措置の的確な実施と労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

#### **(4) 化学物質等による健康障害防止を巡る現状と課題**

一定規模以上の事業場では化学物質のリスクアセスメントが実施されているが、中小規模事業場においては、リスクアセスメントの実施が低調となっている。

今後は、個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令が、今後、施行を迎えることもあり、特に中小規模事業場に対するリスクアセスメントの実施等について取組の推進が必要である。

化学物質のなかには、過去に福井県内で発生したオルトートルイジンによる膀胱がん事案のように、重篤な健康障害を引き起こすおそれがあるものもあることから、労働安全衛生関係法令に基づく化学物質のばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断に加えて、ラベル表示、リスクアセスメント及び同結果に基づく作業等の改善を一層図っていくことが必要である。

また、石綿のばく露による肺がん・中皮腫などの重篤な健康障害も発生しており、耐用年数による推計で、2028 年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えることを踏まえた対策の強化が必要になってきている。

さらに、これまで石綿にばく露した労働者の健康確保を推進する必要もある。

#### **(5) 原子力発電所等を巡る現状と課題**

現在、県内では6か所 15 基（うち、7 基は廃止措置）の原子力発電所等のうち、4 基が稼働し、数基の再稼働が予定されている。

原子力発電所等における労働災害は、定期点検工事によるものや、トンネル工事などで発生していることから、廃炉作業、定期検査工事等に関わる工事関係者において、機械設備、作業などに応じたリスクアセスメント及びその評価に基づくリスク低減措置を実施する必要がある。

また、今後、定期検査工事の再開、廃炉作業の本格化も見込まれることから、被ばく線量管理、健康診断等健康障害防止措置の徹底を図る必要がある。

### 3 計画期間

2023 年度から 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする。

### 4 計画の目標

県内の労働災害の現状と課題を踏まえ、労働局等、県内の事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、下記（１）の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

また、下記（１）の重点事項については、一部を除き下記（２）のとおり指標を定め、計画期間内にこれらの達成を目指すことにより、労働災害全体として、下記（３）の結果の実現を期待する。

#### （１）重点事項

- ア 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- イ 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（☆）
- ウ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（☆）
- エ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（☆）
- オ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- カ 業種別の労働災害防止対策の推進（☆）
- キ 労働者の健康確保対策の推進（☆）
- ク 化学物質等による健康障害防止対策の推進（☆）
- ケ 原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進

☆印は、下記（２）の指標を設定した項目を示す。

#### （２）指 標

##### ア アウトプット指標

労働者の協力の下、事業者において実施される重点事項に係る取組の成果をアウトプット指標として定め、後記 5 に示す。

##### イ アウトカム指標

事業者が、上記アのアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、後記 5 において、重点事項ごとに示す。

#### （３）上記（２）の達成を目指すことにより期待する結果

- ア 死亡災害の根絶に向け、14 次防期間中の死亡者数の合計を 35 人以下（※１）とする。
- イ 死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022 年（925 人）と比較して、2027 年の死傷者数を減少させる（※２）。

※1 2022年の死亡者10人を基点とし、毎年1人ずつ減少を図ることを想定した合計人数（14次防期間中：9+8+7+6+5=35人）。

※2 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数での比較。

#### （4）計画の評価と見直し

計画期間の中間年である2025年度において、それぞれのアウトプット指標及びアウトカム指標の達成状況等について評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことにより、実情に応じた労働災害防止対策の推進を図る。

### 5 重点事項ごとの具体的取組

#### （1）自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

##### ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

##### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・ 国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

##### （イ）（ア）の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」等既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者などが周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。
- ・ 事業者の具体的な取組につながるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・ 労働災害防止団体等が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。

- ・ 引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・ 労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図る。
- ・ 安全衛生に係る施策を様々な機会を通じて積極的に周知する。

## イ 安全衛生対策におけるD Xの推進

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ A Iやウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した、効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・ 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく申請等について、電子申請を活用する。

### (イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進にウェアラブル端末等の新技術の有効性が厚生労働省より示された際には、その活用について周知、啓発を行う。

## (2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 (アウトプット指標及びアウトカム指標)

| アウトプット                                                                                                                                                                                                                          | アウトカム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |  |       |     |     |       |       |       |         |       |       |         |       |       |         |       |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|-------|-----|-----|-------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。</li><li>・ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。</li><li>・ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率（※ 3）を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</li></ul> <p>※ 3 = (1 年間の死傷者数/1 年間の平均労働者数)<br/>× 1,000</p> <table><tr><th>(年齢層)</th><th>(男)</th><th>(女)</th></tr><tr><td>～29 歳</td><td>0.282</td><td>0.184</td></tr><tr><td>30～39 歳</td><td>0.520</td><td>0.165</td></tr><tr><td>40～49 歳</td><td>0.522</td><td>0.556</td></tr><tr><td>50～59 歳</td><td>0.863</td><td>1.541</td></tr></table> |       |  | (年齢層) | (男) | (女) | ～29 歳 | 0.282 | 0.184 | 30～39 歳 | 0.520 | 0.165 | 40～49 歳 | 0.522 | 0.556 | 50～59 歳 | 0.863 | 1.541 |
| (年齢層)                                                                                                                                                                                                                           | (男)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | (女)   |  |       |     |     |       |       |       |         |       |       |         |       |       |         |       |       |
| ～29 歳                                                                                                                                                                                                                           | 0.282                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.184 |  |       |     |     |       |       |       |         |       |       |         |       |       |         |       |       |
| 30～39 歳                                                                                                                                                                                                                         | 0.520                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.165 |  |       |     |     |       |       |       |         |       |       |         |       |       |         |       |       |
| 40～49 歳                                                                                                                                                                                                                         | 0.522                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.556 |  |       |     |     |       |       |       |         |       |       |         |       |       |         |       |       |
| 50～59 歳                                                                                                                                                                                                                         | 0.863                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1.541 |  |       |     |     |       |       |       |         |       |       |         |       |       |         |       |       |



|                             |                                                                                                                                                                           |       |       |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。 | 60～69 歳                                                                                                                                                                   | 1.241 | 2.131 |
|                             | 70 歳～                                                                                                                                                                     | 1.395 | 2.475 |
|                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。</li> <li>・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年 (0.250) (※4) と比較して 2027 年までに減少させる。</li> </ul> |       |       |
|                             | ※4 = (1 年間の死傷者数/1 年間の平均労働者数)<br>×1,000<br>= (14/56,100) ×1,000<br>≒0.250                                                                                                  |       |       |

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性をはじめとして、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・ 筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・ 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号。）を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等のほか、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）等についての研究結果が取りまとめられた際には、その成果を広く周知する。
- ・ 「健康経営優良法人認定制度」等の関連施策についても周知を図るとともに、転倒・腰痛防止対策の具体的メニューの提示する等により、事業場の取組の促進を図る。
- ・ 5 S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）活動と、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。

- ・ 冬季無災害運動を実施し、冬季の積雪・凍結による転倒防止措置の周知を図る。
- ・ 労働者の腰痛予防教育の実施を推進する。
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入等既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・ 骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法が厚生労働省より示された際には、その周知を図る。
- ・ 中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や、第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等が厚生労働省より示された際には、周知、啓発を行う。
- ・ 労働災害の防止に積極的に取り組む県内事業場のほか、福井県、関係団体等を構成員として設置した「福井県小売業 S A F E 協議会」及び「福井県介護施設 S A F E 協議会」の運営を通じて、小売業及び介護施設における安全衛生に対する機運醸成を図る。

### （３）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

#### （アウトプット指標及びアウトカム指標）

| アウトプット                                                                                                                                                                                                    | アウトカム                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和２年３月１６日付け基安発 0316 第１号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率（※５）を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。</li> </ul> <p>※５ （男） 3.532<br/>（女） 4.695</p> |

#### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・ 転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・ 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。

#### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。
- ・ 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要な転倒防止対策が厚生労働省より示された際には、その取組を進める。

#### (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

##### (アウトプット指標及びアウトカム指標)

| アウトプット                                                                                                                               | アウトカム                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人労働者の死傷年千人率 (3.502) (※6) を 2027 年までに労働者全体の平均以下とする。</li> </ul> <p>※6 = (1 年間の死傷者数/1 年間の平均労働者数)<br/> ×1,000 [コロナによるものを除く]<br/> = (37/10,565) ×1,000<br/> ≒3.502</p> |

##### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。)や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。))に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・ 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等により安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

##### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。
- ・ 副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール(労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ)の活用促進を図る。
- ・ 障害を有する労働者の就業上の配慮の必要性について引き続き周知する。
- ・ 外国人労働者安全衛生管理の手引きの活用を促すとともに、外国人労働者の労働災害の原因として、日本語の理解が不十分であることが大きな要因であることから、母国語による危険箇所の標識・掲示を推奨し、作業の危険性の理解向上と不安全行動の防止を図る。

- ・ 外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説する外国人労働者安全衛生管理セミナーの受講を勧奨する。

## （５）個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける法第 22 条の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和 4 年 4 月に公布、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることから、当該改正省令に基づき、関係請負人等に対しても、労働者と同等の保護措置を講じる。
- ・ 改正労働安全衛生法（令和 7 年 5 月公布）による①注文者等の配慮、②混在作業場所における措置義務拡大、③業務上災害報告制度、④個人事業者等自身への義務付け、⑤連絡調整措置の義務付け等の保護措置を講じる。

### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける法第 22 条の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和 4 年 4 月に公布、令和 5 年 4 月に施行されることから、当該省令の内容についての周知等を行う。
- ・ 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」議論等を踏まえ、今後、個人事業者等に対する安全衛生確保措置等に関して、更なる省令改正等がなされた際には、当該省令等の内容について周知等を行う。
- ・ 改正労働安全衛生法（令和 7 年 5 月公布）による①注文者等の配慮、②混在作業場所における措置義務拡大、③業務上災害報告制度、④個人事業者等自身への義務付け、⑤連絡調整措置の義務付け等の周知等を行う。

## （６）業種別の労働災害防止対策の推進

### ア 建設業対策

#### （アウトプット指標及びアウトカム指標）

| アウトプット                                                                                                          | アウトカム                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業における死亡者数を 2022 年（3 人）と比較して、2027 年までに 15%（1 人）以上減少させる。</li> </ul> |

### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・ 労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 546 号）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

#### （イ）（ア）の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 依然として墜落・転落災害による死亡災害が多発していることから、これらの根絶に向けて、より一層の墜落・転落災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）に基づき、国土交通省、福井県、関係団体等と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導等の健康障害防止対策の推進を図る。

### イ 製造業対策

#### （アウトプット指標及びアウトカム指標）

| アウトプット                                                                                                        | アウトカム                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年（48 人）と比較して 2027 年までに 5 %（3 人）以上減少させる。</li> </ul> |

#### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製

造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。

- ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

#### (イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれのある危険性の高い機械等については、製造者におけるリスクアセスメントを実施しても残留するリスク等に関する使用者による把握の徹底を図るとともに、使用者におけるリスクアセスメントの実施結果に基づく安全な使用の徹底を図る。
- ・ 高経年施設・設備に対する点検・整備等の徹底を図る。
- ・ 現場を指揮する労働者への職長教育の実施等を推進し、安全衛生を管理する能力の向上を図る。
- ・ 機能安全を有する機械を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械に置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

### ウ 陸上貨物運送業対策

#### (アウトプット指標及びアウトカム指標)

| アウトプット                                                                                                                                                                                                 | アウトカム                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を 2027 年までに 45%以上とする。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年(105 人)と比較して 2027 年までに 5 %（6 人）以上減少させる。</li></ul> |

#### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

#### (イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」の周知を図る。

## エ 林業対策

### （アウトプット指標及びアウトカム指標）

| アウトプット                                                                                                                                                                             | アウトカム                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022 年（0 人）と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる（0 人とする）。</li> </ul> |

### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成 6 年 7 月 18 日付け基発第 461 号の 3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

### （イ）（ア）の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。  
また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について、関係事業者に対し一層積極的に周知し、これらのガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
- ・ 林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施等、各機関と協力して取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

## （7）労働者の健康確保対策の推進



(アウトプット指標及びアウトカム指標)

| アウトプット                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | アウトカム                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。</li> <li>・ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。</li> <li>・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。</li> <li>・ 使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。</li> <li>・ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5 %以下とする。</li> <li>・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。</li> </ul> |

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・ 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。
- ・ 改正労働安全衛生法（令和 7 年 5 月公布）による労働者数 50 人未満の事業場に対するストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施などのメンタルヘルス対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと



- ・ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・ 衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）の活性化を促進する。
- ・ 労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
- ・ 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。
- ・ 労働者のストレスへの気付きを促すよう、労働者 50 人未満の事業場についてもストレスチェック制度の普及を促進し、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげるよう指導する。
- ・ 事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」に基づく職場復帰支援の周知を図る。
- ・ **改正労働安全衛生法（令和 7 年 5 月公布）による労働者数 50 人未満の事業場に対するストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施の義務付けについて周知徹底を図る。**

## イ 過重労働対策

### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号）に基づき、次の措置を行う。
  - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
  - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
  - ③ 勤務間インターバル制度の導入等労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）に基づく労働時間等の設定の改善
- ・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

### （イ）（ア）の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。
  - ① 過重労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日策定）の周知、これに基づく指導等に、引き続き取り組む。

また、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中で脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）の周知、これに基づく指導等に取り組む。

また、医師については医師の労働時間短縮等に関する指針（令和4年厚生労働省告示第7号）に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。

- ② 事業者が、長時間労働者に対して、医師による面接指導を受けることを勧奨するよう、事業者への制度の趣旨や必要性の周知に取り組む。

## ウ 産業保健活動の推進

### （ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 治療と仕事の両立に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修の実施等の環境整備に取り組む。
- ・ 事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

### （イ）（ア）の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットについて、経営層に対して意識啓発を図る。
- ・ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの活用を図り、中小企業を中心とする産業保健活動を推進する。
- ・ 企業や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を図る。
- ・ 福井県地域両立支援推進チーム（※）において策定した「福井県 治療と仕事の両立支援活動計画（2022年度～2026年度）」に基づき、治療と仕事を両立しやすい環境づくりに向けた取組を推進する。

※ 【参集者】

福井県経営者協会、日本労働組合総連合会福井県連合会、福井県医師会、  
 福井県、福井県済生会病院、福井県立病院、福井赤十字病院、  
 福井大学医学部附属病院、国立病院機構敦賀医療センター、  
**市立敦賀病院** 福井産業保健総合支援センター、  
 福井県社会保険労務士会、福井県医療ソーシャルワーカー協会、  
 日本産業カウンセラー協会、日本キャリア開発協会、  
**ふくい働き方改革推進支援センター** 福井労働局（事務局）

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進  
 (アウトプット指標及びアウトカム指標)

| アウトプット                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | アウトカム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。</li> <li>法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。</li> <li>熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第 13 次労働災害防止計画期間（18 人）と比較して、5 %（1 人）以上減少させる。</li> <li>増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率（※ 7）を 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる（14 次防期間中の死亡者数を 0 人とする）（※ 8）。</li> </ul> <p>※ 7 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの。</p> <p>※ 8 「12 次防期間中死亡者数 0 人→13 次防期間中死亡者数 1 人」であることから、14 次防期間中はこれを減少させて 0 人とする。</p> |

## ア 化学物質による健康障害防止対策

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 化学物質を製造し、取扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の2つの事項を的確に実施する。
  - ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
  - ② ①により、譲渡提供時に提供したラベル表示・SDSの通知事項について、変更があった場合の再通知を確実にする。
  - ③ 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

### (ア) (イ) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 新たな化学物質規制の導入に伴う「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の関係省令、告示等について関係者への周知徹底を図るとともに、施行後における適切な運用を図る。
- ・ 改正労働安全衛生法（令和7年5月公布）により、通知義務違反（ラベル表示・SDSの交付）に対する罰則及び通知事項を変更した場合の再周知の義務付けについて周知徹底する。

## イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を有する者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

#### (イ) (ア) の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 石綿事前調査結果報告システム及びポータルサイトについて、周知を図る。
- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習等について、十分な講習機会が設けられるよう関係団体等に働きかける。
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- ・ 第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・ 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」の周知を行う。

#### ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

##### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・ 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。
- ・ 改正労働安全衛生法による熱中症対策（熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、①熱中症発症時の連絡体制の整備、②重篤化を防ぐための迅速対応の手順作成、③①②についての関係者への周知）の確実な履行。

##### (イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・ 事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の活用促進を図るとともに、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導を行う。
- ・ 改正労働安全衛生法による熱中症対策（熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、①熱中症発症時の連絡体制の整備、②重篤化を防ぐための迅速対応



の手順作成、③①②についての関係者への周知)の義務化の周知及び確実な履行の徹底を図る。

## エ 電離放射線による健康障害防止対策

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

### (イ) (ア)の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を図る。

## (9) 原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、事故時に被ばく管理等を適切に実施するための被ばく線量管理、保護具・保護衣の着用、労働者教育の実施、健康管理の実施等について、あらかじめ必要な準備を計画的に実施する。
- ・ 原子力事業者において、関係請負人が労働災害防止対策を円滑に行うことができるようにするための原子力施設全体の安全衛生管理体制を確立し、すべての関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置・運営し、関係請負人に対する指導・援助を実施する。
- ・ 原子力事業者から直接工事等を請け負う元方事業者における統括安全衛生管理の下、PDCA(計画－実施－評価－改善)サイクルによる安全管理、被ばく管理、健康管理等の安全衛生管理を徹底する。
- ・ 廃炉作業、定期検査工事等に関わる工事関係者において、機械設備、作業などに応じたリスクアセスメント及びその評価に基づくリスク低減措置を実施する。

### イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ 放射線防止対策の徹底を図るため、令和3年4月1日に施行された改正電離放射線障害防止規則に基づき、適正な被ばく線量の管理等の徹底を図る。
- ・ 原子力施設における新規制基準対応工事等における労働災害の防止を図るため、原子力施設全体の安全衛生管理体制を確立し、すべての関係請負人を含めた安全衛生対策が講じられるよう指導を行う。
- ・ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理及び健康管理に対する窓口指導、監督指導等を徹底する。

## (参考 1) アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方 (厚生労働省)

### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

#### 【アウトプット指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害として「転倒」「動作の反動、無理な動作」があり、これら災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

「転倒」災害防止については、事業者が「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの対策を進め、転倒そのものを抑制することが有効と考えられる。また、労働者自身の作業行動に起因することから労働者教育も有効であると考えられる。

「動作の反動、無理な動作」のうち、約 3 割を占める腰痛については、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている予防対策がある。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4（2）アに取りまとめ、4（2）アの推進状況を特に「転倒」「動作の反動、無理な動作」が問題となる業種をターゲットとして、1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年に実施したアンケート調査（2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照）において、回答した 206 事業場のうち何らかの転倒防止対策に取り組んでいるとした事業場の割合は 83.5%であるが、（転倒災害の約半数が 50 代以上の女性という、身体機能等の影響が大きく出ている状況の中で、）整理・整頓・清掃などの物理的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくりや転倒した際に怪我をしにくい身体づくり（ソフト的な対策）にも取り組んでいる事業場は 5%であった。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね 0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね 10 ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10 ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成及び転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会における整理も踏まえ、ハード・ソフト両面からの対策に取り組む事業場の割合について、過半数の 50%を目指すことと目標を設定している。

#### 【アウトカム指標】

転倒災害は、被災率（死傷年千人率）の高い高年齢労働者（特に女性）の増加に伴って過去 5 年間（2017～2021）で概ね年 5%ずつ増加しており、今後の高年齢労働者の更なる増加を考慮すると、今後も、同様の傾向が予想される。また、産業構造の変化等に伴って性別・年齢層別の死傷年千人率も増加しており、今後も同様の増加が見込まれる。ここで、転倒防止対策に係る事業者の取組（災害発生状況も踏まえ、整理整頓や段差の解消といった設備的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくり、転倒した際にも怪我をしにくい身体づくりといった対策も含めた取組）を 60%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、転倒の年齢別男女別の死傷年千人率については、2021 年の実績からの増加に歯止めをかけることができると期待する。

また、社会福祉施設における腰痛による休業 4 日以上死傷災害（2021）は 1,580 件であり、2017 年と比較して 2021 は 30%増加している。今後も、高齢者の増加に伴う介護職員の増加を背景として、腰痛災害の増加が予想される。一方で、ノーリフトケアを導入している事業場の割合が増加すれば（アウトプット指標達成）腰痛災害の発生の抑制が期待できる。これらを加味すれば、アウトプット指標の達成において、増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させることができると期待できる。

### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

#### 【アウトプット指標】

高年齢労働者の災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

高年齢労働者の災害防止対策については、高年齢労働者の身体機能の低下等に応じ、事業者が専門家により取りまとめられたエイジフレンドリーガイドラインに記載された事項を事業場の実態に応じて進めることが有効と考えられる。また、身体機能の低下を抑えるための健康づくりも有効である。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4（3）アに取りまとめ、4（3）アの推進状況を 1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年

に実施したアンケート調査（2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照）において、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組については、ガイドラインを知っており、かつ、当該ガイドラインに基づいて取り組んでいる事業場の割合は 11.2%。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね 0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね 10 ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10 ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて過半数の 50%を目指すことと目標を設定している。

#### 【アウトカム指標】

エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を進める事業者の割合が 50%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、60 歳代以上の死傷年千人率を 2021 年実績と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかけることができると期待する。

### （ウ）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

#### 【アウトプット指標】

テレワークや兼業副業における安全衛生対策を普及するとともに、外国人労働者の災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

外国人労働者の災害防止対策については、言語が異なることによる作業に伴う手順や安全衛生上の留意の理解の不足が問題になっていると考えられることから、言語の違いに配慮した安全衛生教育が有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4（4）アに取りまとめ、4（4）アの推進状況を 1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

#### 【アウトカム指標】

外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合が 50%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに全体平均以下とすることができると期待する。

### （エ）業種別の労働災害防止対策の推進

#### ○陸上貨物運送業

#### 【アウトプット指標】

陸上貨物運送業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

陸上貨物運送業の労働災害については、特に荷役作業による災害が課題となっていることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき荷役作業における災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を 4（6）ア（ア）に取りまとめ、4（6）ア（ア）の推進状況を 1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021 年に実施したアンケート調査（2021 年 12 月 14 日安全衛生分科会配付資料参照）において、荷役ガイドラインに基づく措置を講じている事業場（荷主事業場を含む。）は 33.5%である。13 次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4 年目において概ね 0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、45%以上にすると目標を設定している。

#### 【アウトカム指標】

起算点を 2021 年の死傷者数ベースとすると、陸上貨物運送事業における休業 4 日以上死傷災害（2021 年）のうち、荷役作業時における災害が約 7 割を占めている。「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合が 45%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、5%災害が減少することが期待できる。

#### ○建設業

#### 【アウトプット指標】

建設業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。



建設業の労働災害については、特に墜落転落による災害が課題となっていることから、法令に基づく墜落防止対策を実施することはもとより、更にリスクアセスメントを実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)イ(ア)に取りまとめ、4(6)イ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、建設業における代表的な災害である墜落転落の防止に当たってのリスクアセスメントを行っている事業場は74%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、85%以上にすると目標を設定している。

#### 【アウトカム指標】

起算点を2021年の死亡者ベースとすると、建設業における死亡災害(2021年)のうち、最も災害の多いのは「墜落・転落」で、約4割を占める。墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合が85%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、15%災害が減少することが期待できる。

### ○製造業

#### 【アウトプット指標】

製造業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

製造業における労働災害については、特に機械による「はさまれ巻き込まれ」による災害が課題となっていることから、法令に基づく災害防止対策を実施することはもとより、更に製造者(メーカー)、使用者(ユーザー)それぞれにおいてリスクアセスメント等による機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策を実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進める上で有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)ウ(ア)に取りまとめ、4(6)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、製造業における機械の「はさまれ巻き込まれ」災害の防止対策としてリスクアセスメントを実施する事業場の割合はアンケート、その他業務から得ている感触によると概ね半数つまり50%程度である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、60%以上にすると目標を設定している。

#### 【アウトカム指標】

これまでの統計調査等を踏まえ、はさまれ・巻き込まれ対策に取り組む事業場、または機械のリスクアセスメントを実施している製造業の事業場の割合は4割程度と推定する。機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合が60%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、5%機械によるはさまれ・巻き込まれの災害が減少することが期待できる。

### ○林業

#### 【アウトプット指標】

林業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

林業における労働災害については、特に伐木作業による災害が課題となっていることから、伐木等作業の安全対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)エ(ア)に取りまとめ、4(6)エ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施した関係省庁等が行う林業従事者を対象とした研修の場を活用したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、伐木ガイドラインに基づく措置を講じている事業場は(ガイドラインの複数の主要な事項に取り組んでいる者を「措置を行っている事業場」とした。)30.2%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組

の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、死亡災害を15%減少させるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて50%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

起算点を2021年の死亡者数ベースとすると、林業における死亡災害（2021年）のうち、伐木作業における災害が約6割を占める。「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を講ずる林業の事業場の割合が50%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、15%災害が減少することが期待できる。

（オ）労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

労働者の健康確保対策については、特にメンタル不調や過重労働による健康障害が課題となっていることから、これらの対策を推進することが本重点項目の目的となる。

メンタル不調については、メンタルヘルス対策として職場におけるハラスメント防止対策やストレスチェックの実施も含めたメンタルヘルス対策を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（7）ア（ア）に取りまとめ、4（7）ア（ア）の推進状況を1（3）に掲げるメンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況をアウトプット指標として把握することとする。

また、過重労働による健康障害防止については、時間外・休日労働時間を削減することに加え、年次有給休暇の取得や勤務間インターバル制度の導入といった長時間労働の抑制策による働き方の見直しの促進や、長時間労働者の面接指導を含めた産業保健サービスの充実が有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（7）イ（ア）に取りまとめ、4（7）イ（ア）の推進状況を上記に掲げる年次有給休暇の取得率やインターバル制度の導入率をアウトプット指標として把握することとする。

さらに、これらの対策を含めて全ての事業場において産業保健サービスが提供されることが労働者の健康確保対策として重要であることから、事業者が取り組む具体的対策を4（7）ウ（ア）に取りまとめ、4（7）ウ（ア）の推進状況を1（3）に掲げる必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合をアウトプット指標として把握することとする。

【アウトカム指標】

メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況がそれぞれ80%、50%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、メンタルヘルス不調につながる「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」を2027年までに50%未満となることが期待できる。

また、年次有給休暇の取得率が70%以上、勤務間インターバル制度の導入率が15%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、長時間労働の抑制に繋がる働き方の見直しが図られるほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく労働時間削減に向けた取組を着実に進めることで、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下となることが期待できる。

なお、必要な産業保健サービス（※）の提供割合が80%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することが想定されるが、労働災害防止の成果を直接反映する適切な指標を設定することが困難であるため、このアウトプット指標に直接関係するアウトカム指標は設定していない。

※必要な産業保健サービスとして、以下の取組を想定している。

- ・労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- ・健康診断で所見が認められた者や要治療者など治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談
- ・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・メンタルヘルス対策（ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等）
- ・高年齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策

- ・がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・女性の健康課題（更年期障害、月経関連の症状、疾病等）に対する配慮、支援
- ・化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理
- ・テレワークの増加等に伴う事業場以外の場所で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援健康管理

#### （カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進

##### 【アウトプット指標】

化学物質や石綿等による健康障害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

そのうち、化学物質を原因とする健康障害については、危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDSによりその危険有害性を事業者が把握し、リスクアセスメントを実施するとともに、それらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（8）ア（ア）に取りまとめ、4（8）ア（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。労働安全衛生調査によると、13次防期間におけるラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施率の平均は、それぞれ69.1%、70.4%、57.9%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、ラベル・SDSについては80%以上にすることを目標としている。リスクアセスメントについては、13次防期間中に概ね20%程度の増加となっており、今後も同程度の増加が期待できることから、80%以上にすることを目標としている。また、リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の実施については、リスクアセスメントを実施していることが前提となるため、リスクアセスメントと同じ80%以上にすることを目標としている。

また、熱中症による健康障害については、暑さ指数を把握し、その値に応じた作業環境管理、作業管理等の予防対策を講ずることが有効である。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（8）ウ（ア）に取りまとめ、4（8）ウ（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することが有効であり、このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（8）イ（ア）及び4（8）エ（ア）に取りまとめている。なお、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

##### 【アウトカム指標】

化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）（2017年から2021年の平均）は、492件である。危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施とそれらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずる事業場の割合がそれぞれ80%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、5%災害が減少し、2027年の化学物質による災害は、467件（2017年から2021年の平均と比べ25件・5.1%減）となることが期待できる。

また、熱中症による死亡災害で、今後、熱中症リスクの高い高年齢労働者は増加する一方で、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加することを背景として、熱中症災害の増加が予想される。一方で、暑さ指数を把握している事業場の割合が増加すれば（アウトプット指標達成）、その値に応じた措置に取り組む事業場が増加し、熱中症による死者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させることが期待できる。

#### （キ）総括

##### 【死亡災害総括】

アウトカム指標に基づき、2027年までに建設業及び林業においてそれぞれ死亡災害は15%減少することが期待される。これを元に、2022年の死亡災害（左記件数は未確定であるため2021年の実績を参照）と2027年の死亡災害を比較すると、少なくとも約5%の減少が期待できる。

##### 【死傷災害総括】

アウトカム指標に基づき 2027 年までに製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を 2027 年までに 5 % 減少、陸上貨物運送事業の死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5 % 以上減少すると期待する。加えて、転倒の性別・年齢別千人率、社会福祉施設における腰痛の千人率が 2021 年と変わらないと期待する。この仮定を元に、過去 5 年の各業種における性別年齢別の労働者数推移と独立行政法人労働政策研究・研修機構における労働力人口の推計から算出した各業種における 2027 年の性別年齢別労働者数を加味して、2022 年の死傷災害(左記件数は未確定であるため 2021 年の実績を参照)と比較した 2027 年の災害減少数を推計すると(約 3,800 人減(3 % 減)と見込まれ、)減少に転ずると期待される。なお、先計算においては化学物質による死傷災害の減少については、全体の件数と比較して微少であるため、計算には含めていない。